

長野自動車道 犀川橋床版取替工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 関東支社

長野工事事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	2
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	3
7. 関連施設その他との関係	4
8. 工期に関する事項	6
9. 作業日及び作業期間に関する事項	6
10. 関連工事に関する事項	9
11. 初期点検の実施	10
12. 工程表及び履行報告に関する事項	11
13. 工事用道路に関する事項	12
14. 工事用材料に関する事項	13
15. 支給材料及び貸与品に関する事項	15
16. 残存物件の処理に関する事項	15
17. 保安に関する事項	17
18. 環境保全に関する事項	22
19. 工事記録に関する事項	22
20. 再生資源及び建設副産物に関する事項	22
21. 部分引き渡し及び部分使用に関する事項	25
22. 現場環境改善に関する事項	26
23. 業務用プレート等に関する事項	27
24. 三者協議会に関する事項	27

25. 工事変更等検討会の設置	28
26. 間接工事費の変更	28
27. カーボンニュートラル推進工事	29
28. 快適トイレ	31
29. 熱中症予防に係る対策費用	32
30. クマ対策に係る対策費用	33
31. 工事細部に関する事項	33
32. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	106
33. 補足事項	115

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告書
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－３－１	危険物チェックシート①
別添－３－２	危険物チェックシート②
別添－４	施工計画書・現場チェックリスト
別添－５	実績価格調査票
別添－６	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施することとした取組み）
別添－７	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）
別添－８	施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

長野自動車道

(自) 長野県塩尻市広丘吉田 [塩尻北IC (K P 17. 6)]

緯度 36° 10' 10" 経度 137° 57' 10"

(至) 長野県東筑摩郡麻績村麻 [麻績IC (K P 56. 3)]

緯度 36° 27' 10" 経度 138° 2' 50"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。

<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

土工 (拡幅)	約 1 0 0 0 m	
函渠工 (延伸)	1 基	
橋梁下部工 (新設)		
安曇野北ICランプ橋	2 基	P 2 橋脚・P 3 橋脚
床版取替・拡幅		
犀川橋 (上下線)		
橋台拡幅	2 基	A 2 橋台 (上下線)
橋脚拡幅	2 基	P 2 0 橋脚 (上下線)
桁架設	4 径間	P 1 9 橋脚ーA 2 橋台 (上下線)
床版取替・拡幅工	約 9 3 0 0 m 2	
耐震補強		
犀川橋 (上下線)		
落橋防止構造	3 2 基	
制震構造	8 基	
支承取替	3 2 箇所	
炭素繊維巻立て工	1 基	

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和8年7月版を適用するものとする。

また、契約書第1条に規定する仕様書に「施設工事調査等共通仕様書」を追加し、令和8年7月版を適用するものとする。

また、契約書第1条に規定する仕様書に「施設工事共通仕様書」を追加し、令和8年7月版を適用するものとする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に下記を加えるものとする。

- (16) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は以下のとおりである。

- (1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告(説明書)、見積方依頼書、先発工事の入札公告(説明書)における随意契約条件のいずれか(以下「入札公告等」という。)に示すものとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする

イ) 対象範囲

上信越自動車道 富岡ICから信濃町IC

長野自動車道 安曇野ICから更埴JCT

上記を通過する市町村(群馬県富岡市、安中市、甘楽郡下仁田町、長野県佐久市、小諸市、東御市、上田市、埴科郡坂城町、千曲市、長野市、須坂市、上高井郡小布施町、中野市、上水内郡飯綱町、上水内郡信濃町、安曇野市、松本市、東筑摩郡筑北村及び東筑摩郡麻績村)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書1-9-2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	犀川橋上り線架設ヤード
使用用途	上部工架設及び資機材の搬入出
敷地	約 1 0 4 6 m ²
期間	工事期間中

名 称	犀川橋下り線架設ヤード
使用用途	上部工架設及び資機材の搬入出
敷地	約 7 6 2 m ²
期間	工事期間中

名 称	資材置きヤード
使用用途	残存物件引渡場所
敷地	約 4 5 6 m ²
期間	工事期間中

5-2 監督員詰所

受注者は、令和10年4月頃に監督員の承諾する場所に、10m²程度の監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は「土取場・自工区外盛土場位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名 称	土取量（仮置量）	土代金	補償費	摘 要
1	犀川左岸仮置きヤード	約 1 9 0 m ³	無償	無償	大型土のう 1 9 0 袋

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	長野自動車道 犀川橋耐震補強工事	ショーボンド建設株式会社	

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 その他

受注者は、土取り完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

6-2 自工区外盛土場

6-2-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「土取場・自工区外盛土場位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名 称	本工事盛土量 (本工事仮置土量)	補償費	摘 要
1	犀川右岸仮置きヤード1	約2,700m ³ (約6,600m ³)	無償	P20橋脚、A2橋台の掘削発生土の仮置き及び余剰土の置場
2	犀川右岸仮置きヤード2	約9,700m ³	無償	P2橋脚、P3橋脚、函渠工、帯鋼補強土壁工の余剰土の置場

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-2-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1・2	(仮称)国補道路改築(地域連携)工事 (主)大町明科線安曇野市安曇野道路(下部工等)	未 定	長野県発注工事

6-2-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
市道 豊科4034号線 豊科4040号線 豊科4561号線 豊科4562号線	安曇野市	長野自動車道 (K P 3 5. 8 付近)	犀川橋 補強土壁、函渠工

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
堤防管理用道路	国土交通省千曲川河川事務所	長野自動車道 (K P 3 5. 7 付近)	犀川橋
長野自動車道	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	K P 3 3. 1 ~ K P 5 6. 3	
	中日本高速道路(株) 松本保全サービスセンター	K P 1 7. 6 ~ K P 3 3. 1	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
市道 豊科 4 0 3 4 号線 豊科 4 0 4 0 号線 豊科 4 5 6 1 号線 豊科 4 5 6 2 号線	長野県安曇野警察署	犀川橋 補強土壁、函渠工
長野自動車道 K P 1 7. 6 ~ K P 5 6. 3 (塩尻北 I C ~ 麻績 I C)	長野県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	

(3) 河川・水路関係

河川等名	河川等管理者名	位 置	通水時期	摘 要
犀川	国土交通省 千曲川河川事務所	長野自動車道 (K P 3 5. 6 付近)		犀川橋
農業用水路	光水利組合	長野自動車道 (K P 3 6. 1 付近)	4 月 ~ 1 0 月	函渠工

(4) 電力、通信施設等関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
光通信ケーブル	K D D I (株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架

(5) 下水道関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
なじみ水路	長野県 犀川安曇野流域 下水道事務所	長野自動車道 (K P 3 5. 4 付近)	埋設

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。

8. 工期に関する事項

8-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-1-2 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着工期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

8-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 2 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

8-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 2 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責に抛らず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
毎年 4 月下旬～5 月上旬の 14 日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
毎年 8 月中旬～8 月下旬の 14 日間		
毎年 12 月下旬～1 月上旬の 14 日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

9-2 昼夜連続作業・夜間作業

単価表の項目において、（夜）、（昼夜）と表記されているものについては、共通仕様書 1-13「作業日」の規定にかかわらず昼夜連続又は夜間作業を行うことができるものとする。

9-3 河川内工事および農業用水路における施工時期

一級河川犀川内および農業用水路の施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期 間	摘 要
犀川橋 P17 橋脚～ P19 橋脚	令和9年11月1日～令和10年3月31日	非出水期
	令和10年11月1日～令和11年3月31日	
	令和11年11月1日～令和12年3月31日	
	令和12年11月1日～工期末	
函渠工	令和10年10月10日～令和11年3月31日	農閑期

注1) 出水期の10月・4月・5月は高水敷でのヤード整備及び仮締切工の準備・片付け作業のみできるものとする。

注2) 出水期間（4月～10月）に作業を行う場合において、HWL＋余裕高（1.5m）より上方に吊足場等を確保できる作業については通年施工及び吊足場材の存置は可能であるが、上記での河川区域内の使用に先立ち、緊急時の退避計画及び安全対策を記載した施工計画書を監督員に提出し、河川管理者協議により確認を得るものとする。

9-4 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

（1）長野自動車道

上 下 別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	中央分離帯規制 可能時間帯	対面通行規制 可能時間帯
上 下	塩尻北IC～ 麻績IC	終日可能	終日可能	終日可能

9-5 先頭固定規制

下表の工事内容は、先頭固定規制で実施するものとする。

先頭固定規制は、道路巡回用パトロールカーが先導して一般車両を低速走行させることにより1回あたり最大10分程度車両の通行が無い状態を作り、その間に車線規制の切替作業を行うものとする。

なお、先頭固定規制は発注者が行うものとする。

先頭固定規制の時期、回数及び時間帯は現時点での予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

施工区間	床版取替 施工区間	時 期	回数	先頭固定規制 可能時間帯（予定）	摘要
松本ＩＣ～ 麻績ＩＣ	下り線	令和１１年５月～７月	２回	２２：００～２２：１０	車線切替
		令和１１年８月～１１月	２回		
安曇野ＩＣ ～麻績ＩＣ	上り線	令和１２年５月～７月	２回		
		令和１２年８月～１１月	２回		

なお、先頭固定規制に係る協議は原則として発注者が行うものとし、それに伴う規制変更において請負代金額の変更が必要と認められる場合は、監督員と受注者との協議するものとする。

９－６ 対面通行規制・中央分離帯規制

高速道路上における床版取替の施工に伴う対面通行規制及び対面通行に伴う中央分離帯規制は、共通仕様書１－１３「作業日」によらず、下表の期間内に行うものとする。

なお、犀川橋の床版取替工は下記の期間に完了させるものとする。

施工区間	床版取替 施工区間	期間
安曇野ＩＣ～ 麻績ＩＣ間	下り線	令和１１年５月７日～令和１１年７月１３日 令和１１年８月２０日～令和１１年１１月３０日
	上り線	令和１２年５月７日～令和１２年７月１２日 令和１２年８月１９日～令和１２年１１月２９日

９－７ 他工事での規制帯内での作業

本特記仕様書１０「関連工事に関する事項」に示す工事で設置する交通規制帯内で、本工事の作業を想定している。なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細について本特記仕様書１０「関連工事に関する事項」に示す、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

他工事規制箇所	交通規制期間	本工事での作業内容
長野自動車道 下り線 ＫＰ３５．１～ＫＰ３９．６ 連続走行車線規制	令和１０年３月下旬～令和１０年４月下旬	犀川橋下り線Ａ２ 橋台 構造物掘削 特殊部
長野自動車道 上り線 ＫＰ３５．１～ＫＰ４０．１ 対面通行規制	令和１０年５月中旬～令和１０年８月上旬	犀川橋下り線Ａ２ 橋台 構造物掘削 特殊部

９－８ 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 通行止め

道路名	道路等管理者名	時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
市道 豊科4034号線 豊科4040号線 豊科4561号線 豊科4562号線	安曇野市	—	—	終日	橋台拡幅、補強土壁工、函渠工を行う必要がある期間
堤防管理用道路	国土交通省 千曲川河川事務所	—	—	9:00～ 17:00	鋼上部工の架設を行う必要がある期間

10. 関連工事に関する事項

10-1 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
長野管内 道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	(株)ネクスコ・メン テナンス関東
長野管内 施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
長野自動車道 五常橋床版取替工 事	工事区間の重複	令和7年4月1日～ 令和10年5月24日	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	前田建設(株)・(株) 安部日鋼工業JV
長野自動車道 一本松トンネル (上り線)北補強 工事	工事区間の重複	令和7年4月5日～ 令和13年4月3日	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	(株)大林組
長野自動車道 立峠トンネルCC TV設備更新工事	工事区間の重複	令和6年6月29日～ 令和9年5月14日	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	北陸電話工事(株)
長野自動車道 長谷トンネル非常 用設備更新工事	工事区間の重複	令和7年7月25日～ 令和10年2月9日	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	ホーチキ(株)
長野自動車道 明科トンネル補強 工事	工事区間の重複	令和8年6月10日～ 令和11年9月11日	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	鹿島建設(株)
上信越自動車道 長野管内(西)舗 装補修工事	工事区間の重複	令和7年5月27日～ 令和10年5月10日	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	三井住建道路 (株)

工事名	主な関連事項	予定工期	施工主体	受注者名
長野自動車道 犀川橋耐震補強工事	工事区間の重複	令和8年1月31日～ 令和10年12月5日	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	ショーボンド建設(株) 関東支店 埼玉営業所
上信越自動車道 屋代スマートＩＣ 工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	未定
若穂スマートＩＣ 舗装工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	未定
上信越自動車道 長野管内舗装補修 工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	未定
(仮称) 国補道路 改築(地域連携)工事 (主)大町明科線安曇 野市安曇野道路 (下部工等)	工事区間の重複	未定	長野県 安曇野建設事務所	未定
長野自動車道 安曇野北インター チェンジランプ橋 (鋼上部工) 工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路 (株) 長野工事事務所	未定
長野自動車道 一本松トンネル照 明設備更新工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	未定
長野自動車道 稲荷山トンネル受 配電設備更新工事	工事区間の重複	未定	東日本高速道路 (株) 長野管理事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に長野管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

1 1. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書 1-17-3 「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調査を作成し監督員へ提出しなければならない。

1 1-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3 「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、（土工構造物、橋梁、函渠）とする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び 1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は以下のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。
なお、着工日前の余裕期間にあっては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

【犀川橋】

工程表の項目	単価表の項目
床版取替工	プレキャストPC床版製作・架設、既設床版撤去工、コンクリート、型わく、鉄筋、アスファルト混合物、構造物等取壊し工アスファルト舗装版取壊し
支承取替工	支承、縁端拡幅工B、支承取替工、橋脚改良工
上部工拡幅	鋼構造物の製作、鋼構造物の輸送、鋼構造物の架設、鋼構造物の防錆
下部工拡幅・耐震補強	場所打ち杭コンクリート杭、コンクリート、型わく、鉄筋、耐震補強用コンクリート表面処理工、中間貫通鋼材工、あと施工せん断補強工
構造物掘削工	構造物掘削
落橋防止構造	落橋防止構造、横変位拘束構造M、制震構造、上部工補強工、塗膜除去工
炭素繊維巻立て工	炭素繊維巻立て下地処理、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
橋梁補修工	構造物等取壊し工コンクリート構造物取壊し、断面修復工、コンクリート表面処理工、はく落防止対策工
詳細設計	床版の詳細設計、管路・線路移転設計、鋼構造物の詳細設計
雑 工	上記以外の合計

【安曇野北インターチェンジ】

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	捨土掘削、盛土工、構造物掘削、構造物裏込め工
構造物工	継目工、基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工
補強土壁工	帯補強土壁工、基礎工、切土補強土工
雑 工	上記以外の合計

（2）共通仕様書 1-19-3「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する

2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3. 工事用道路に関する事項

1 3-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「工事用道路位置図」及び下表のとおりとする。

(1) 国道 19 号～犀川橋上り線架設ヤード（上部工鋼桁搬入時）

番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	豊科 4036 号線	4.0 m	200 m	舗装	無償	—	—	既設
②	長野県整備道路	4.0 m	1900 m	砂利	無償	令和 11 年 4 月	長野県	新設
③	豊科 4040 号線	3.5 m	350 m	舗装	無償	—	—	既設
④	豊科 4562 号線	3.5 m	43 m	舗装	無償	—	—	既設
⑤	堤防管理用道路	4.0 m	95 m	舗装	無償	—	—	既設

(2) 国道 19 号～犀川橋下り線架設ヤード（上部工鋼桁搬入時）

番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	豊科 4036 号線	4.0 m	200 m	舗装	無償	—	—	既設
②	長野県整備道路	4.0 m	1900 m	砂利	無償	令和 11 年 4 月	長野県	新設
③	豊科 4040 号線	3.5 m	350 m	舗装	無償	—	—	既設
④	豊科 4562 号線	3.5 m	43 m	舗装	無償	—	—	既設
⑤	堤防管理用道路	4.0 m	30 m	舗装	無償	—	—	既設

1 3-2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 13-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工 事 名	受 注 者
①	長野自動車道 安曇野北インターチェンジランプ橋 (鋼上部工) 工事	未定

番号	工 事 名	受 注 者
①～③	(仮称) 国補道路改築 (地域連携) 工事 (主) 大町明科線 安曇野市 安曇野道路 (下部工等)	未定

1 4 . 工事用材料に関する事項

1 4 - 1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法 (以下「W J 工法」という) に使用する水については、清水 (水道水) とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価 (税抜)
麻績 I C 内プラーザ	2 2 7 円 / m ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 4 - 2 材料調達に伴う変更

(1) 本工事の、「骨材」、「土砂」、「仮設材 (鋼材)」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書 (様式 - 1 2) を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類 (実際の取引伝票等) を添付した材料調達実績報告書 (様式 - 1 3) を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	R C 4 0	長野県
骨材	M 4 0	長野県
骨材	C 4 0	長野県
骨材	土砂 (下部路体)	長野県
骨材	土砂 (上部路体)	長野県
骨材	土砂 (下部路床)	長野県
骨材	土砂 (上部路床)	長野県
骨材	土砂 (構造物裏込め材 A)	長野県
骨材	土砂 (構造物裏込め材 B)	長野県
骨材	帯鋼補強土壁裏込め材	長野県
仮設材 (鋼材)	普通鋼矢板Ⅲ型	長野県
仮設材 (鋼材)	幅広ハット型	長野県
仮設材 (鋼材)	N S - S P - J	長野県

- (2) 本工事の、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－１２）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－１３）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者で協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格
構造物掘削（特殊部）	仮設材（鋼材）	普通鋼矢板Ⅳ型

1 4－3 社会情勢の変化に伴う費用の協議

1 4－3－1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、契約書第２６条の適用対象外とする。

1 4－3－2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、1 4－3－1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものの除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第２６条に基づき発注者に協議するものとする。

1 4－3－3 環境配慮型コンクリートの活用について

本工事は、道路脱炭素化基本方針（令和７年１０月１日 国土交通大臣）に基づき、道路の脱炭素化を計画的に推進するために当社が策定した「NEXCO東日本 道路脱炭素化推進計画（令和８年３月）」や「NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略（令和６年６月）」における２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みとして、受注者からの提案により環境配慮型コンクリートの導入ができる工事である。受注者は、契約後に発注者へ当初工事契約金額の１％以下（諸経費含む）の範囲内で提案を行うものとし、提案内容は環境配慮型コンクリート設計・施工管理要領（低炭素型コンクリート編）（令和８年７月 東日本高速道路株式会社）２－１「環境配慮型コンクリート製品の適用性の確認」に基づく技術資料の提出とともに発注者と協議を行い、協議が整った場合にその環境配慮型コンクリートの適用と施工を行うことができるものとする。

15. 支給材料及び貸与品に関する事項

15-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

【犀川橋】

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	2 台	長野管理事務所	工事期間中
矢印板、ラバコン、規制標識、バルーン式人型交通誘導安全標識	設計図による	1 式	長野工事事務所 規制資機材置き場 (綿内高架下)	
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—	—	

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

16. 残存物件の処理に関する事項

16-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式-3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
取付金具	排水管用	約 0. 1	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
検査路	手摺り、歩廊、ブラケット、ステップ、梯子	約 1. 2	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
伸縮装置	鋼製フィンガージョイント	約 5 0, 7 0 0	k g	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
防護柵支柱		約 2 1 0	本	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
鋼製高欄		約 8 6 0	m	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
支承	B P	約 4. 3	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
落橋防止構造		約 8. 1	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
グラウンドアンカー (アンカー材)	P C より線	約 1 5 5 0	k g	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
グラウンドアンカー (鋼製台座)	鋼製台座・ブラ ケット・補強リ ブ	約 6. 0	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
鋼矢板	幅広ハット型	約 7 8. 7	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
支保工	ブラケット支保 工	約 0. 2	t	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
立入防止柵	一般型非積雪地 用	約 7 1 5	m	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
立入防止柵の出入口	一般型非積雪地 用	約 4	箇所	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
落下物防止柵		約 5 2	m	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
十型道路交差点標識		約 1	基	管理者（安曇野市）に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
道路反射鏡		約 1	基	管理者（安曇野市）に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
立入禁止板		約 5	枚	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
カルバート番号板		約 2	枚	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
標識板		約 6	m ²	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
標識柱		約 3	基	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
可変速度標識		約 1	基	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
非常電話		約 2	基	発注者に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード
防護柵		約 1 5	m	管理者（安曇野市）に引渡し 引渡し場所：資材置きヤード

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 6 - 2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 6 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却・処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却・処分額については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

1 7. 保安に関する事項

1 7 - 1 安全管理の強化

1 7 - 1 - 1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1) 及び 2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

(3) その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払いは行わない。

ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 7 - 1 - 2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 7 - 1 - 3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全作業従事者に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 7 - 1 - 4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 7 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添－8「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないとい認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 7 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 7 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 「安全対策」（１）及び（４）に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 7 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 7 - 1 - 9 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に25t吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 2 桁下空間の確保

橋梁上部工（橋梁補修）の施工箇所における桁下高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は下表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講ずるものとする。

施工箇所	交差道路名	桁下・内空高さ	建築限界
犀川橋下り線 P 1 3 橋脚～P 1 4 橋脚	市道豊科2098号線	5.4m	4.5m
犀川橋上下線 P 1 9 橋脚～P 2 0 橋脚	堤防管理用道路	4.9m	—
犀川橋上下線 P 2 0 橋脚～A 2 橋台	市道豊科4040号線	6.6m	4.5m

1 7 - 3 交通規制等

1 7 - 3 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 7 - 3 - 2 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」（平成19年12月 関東支社長野管理事務所）に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前（2週間前）に監督員に提出するものとする。

1 7 - 4 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、先頭固定規制等やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 7-5 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1-6 1「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 7-6 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 7-6-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」(令和5年8月)」(以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 7-6-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 7-6-3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
光通信ケーブル	KDDI㈱ 東日本高速道路㈱	K P 3 4 . 9 ～ K P 3 6 . 2	埋設	管理用図面	
メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路㈱	K P 3 4 . 9 ～ K P 3 6 . 2	埋設及び添架	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

17-7 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

17-7-1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1.2]（平成28年10月・東日本高速道路（株）関東支社）」（以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

17-7-2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

17-7-3 地下埋設物の確認等について

- (1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の 種類	管理者	箇所	条件等	貸与する 資料	適用
な じ み 水路	長野県 犀川安曇野流域 下水道事務所	長野自動車道 35.4KP付近 (犀川橋)	本工事にて仮設管 撤去、本復旧	平面図	

17-8 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- (1) 本特記仕様書17-6「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、17-7「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。
- (2) 本特記仕様書17-1-5「工事用車両後退時の安全対策」のうち携帯無線機等の通信機器に要する費用は、別途受発注者間で協議して定めるものとする。

- (3) 本特記仕様書 17-1-1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

18. 環境保全に関する事項

18-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

18-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

18-3 汚濁水処理

表面処理工及びコンクリート構造物取壊し等、WJ工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

18-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

19. 工事記録に関する事項

19-1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書 1-5 1-2 「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムヘデータ入力完了後、様式-6 「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

20. 再生資源及び建設副産物に関する事項

20-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘 要 指 針 等
2-(8) 基礎材	再生クラッシャーラン	約 7.7 m ³	

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘 要 指 針 等
4－(16) 裏込め碎石	再生クラッシャーラン	約79m ³	
4－(17) 基礎工 コンクリート基礎工	再生クラッシャーラン	約27m ³	
特－(15) 率計上工事に関する事項	再生クラッシャーラン	約1435m ³	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)
	表層用再生加熱 アスファルト混合物	約34.3t	舗装再生便覧 ((社) 日本道路協会)

(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に再生資材供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40Kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告するものとする。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、再生資材使用計画書(様式-5)にて監督員に報告し、その指示に従うものとする。

20-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊(無筋)	既設橋台・橋脚(WJ工法) あと施工アンカー削孔 既設ブロック積み・ブロック張り	約6m ³	再資源化施設
コンクリート塊(有筋)	既設床版・地覆	約3287m ³	再資源化施設
	既設橋台ウイング、パラペット	約30m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊(切削廃材)	既設アスファルト舗装	約600m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	一般道アスファルト舗装	約220m ³	再資源化施設

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
建設汚泥	W J 工法（表面処理工、コンクリート構造物取壊し、路面標示消去）	—	再資源化施設
建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）	犀川橋上下線 A 2 橋台 横矢板	約 1 m ³	再資源化施設
建設廃棄物 （建設混合廃棄物）	既設床版防水層及び既設アスファルト舗装版	約 9 0 m ³	最終処分場
建設廃棄物 （廃プラスチック）	犀川橋 P 1 8 橋脚付近の仮締切工（中詰め材を除く） 函渠工の土留め（中詰め材を除く）	—	最終処分場
研削材・ケレンかす、廃塗膜	新設部材を架設する既設鋼桁	—	最終処分場 （注）P C B 汚染物に該当しない場合（0. 5 m g / k g 以下）

（２）再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊（無筋）	勝野建材(株)	長野県安曇野市 明科七貴	廃材の大きさの制限： 3 0 × 3 0 × 3 0 c m 以下 受入時間：8：0 0 ～ 1 7：0 0 時間外受入：不可
コンクリート塊（有筋）既設床版・地覆	(株)信州タケエイ安曇野リサイクルセンター	長野県安曇野市 明科南陸郷	廃材の大きさの制限： 5 0 0 × 3 0 0 × 5 0 c m 時間外受入時間：7：0 0 ～ 8：0 0， 1 7：0 0 ～ 1 9：0 0 時間外受入条件：要事前連絡 処理施設での荷卸しは搬入者が行う
コンクリート塊（有筋）既設橋台ウイング、パラペット	共和リテック(株)	長野県安曇野市 穂高牧	受入時間：8：0 0 ～ 1 7：0 0 時間外受入：不可
アスファルト・コンクリート切削廃材	(株)信州タケエイ安曇野リサイクルセンター	長野県安曇野市 明科南陸郷	廃材の大きさの制限： 5 0 × 5 0 × 3 0 c m 以下 時間外受入時間：7：0 0 ～ 8：0 0， 1 7：0 0 ～ 1 9：0 0 時間外受入条件：要事前連絡

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルト・コンクリート塊	共和リテック(株)	長野県安曇野市 穂高牧	受入時間：８：００～１７：００ 時間外受入：不可
建設汚泥	—	—	—
建設発生木材	(有)信州リサイクルセンター	長野県東筑摩郡 生坂村上生坂	時間外受入時間：１７：００～１８：００ 時間外受入条件：要相談
建設廃棄物 (建設混合廃棄物)	—	—	—
建設廃棄物 (廃プラスチック)	(株)あずさ環境保全三郷工場	長野県安曇野市 三郷小倉 ６５５６－１	受入時間：８：００～１７：００ 時間外受入：不可
研削材・ケレンかす、廃塗膜	—	—	—

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- (３) 建設汚泥、建設混合廃棄物、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２０－３ 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２１．部分引渡し及び部分使用に関する事項

２１－１ 工事の部分使用

共通仕様書１－４９－１「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
安曇野北インターチェンジランプ橋 P２橋脚	令和１０年７月	上部工工事のため

箇 所	使用開始時期	使用理由
安曇野北インターチェンジランプ橋 P 3 橋脚	令和 1 0 年 4 月	上部工工事のため
犀川橋 上り線 P 1 4 橋脚～A 2 橋台 床版、壁高欄、伸縮装置、防護柵	令和 1 2 年 1 1 月上旬 ※ 1	舗装工事のため
犀川橋 下り線 P 1 3 橋脚～A 2 橋台 床版、壁高欄、伸縮装置	令和 1 1 年 1 1 月上旬 ※ 1	舗装工事のため
本線、ランプ盛土上部路床	令和 1 2 年 9 月上旬	舗装工事のため
函渠内路面、用排水	令和 1 1 年 4 月上旬	一般の用に供するため

※ 1 舗装工事の施工完了後、本特記仕様書 9－6「対面通行規制・中央分離帯規制」の期間内に本工事で対面通行規制及び中央分離帯規制を解除するものとする。

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

2.2. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1－20－1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業の P R 用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 2 7「カーボンニュートラル推進工事」に示す取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実	
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、 本特記仕様書 2 8「快適トイレ」 に従うものとし、現場環境 改善の実施内容に含めては ならない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （安全関係）	・ 工事標識、照明等安全施設の充実	供用中の高速道路等の交通規制に係る標識等安全施設は、交通規制工に含まれているため、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
地域連携	・ 広報活動等 （完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）	

2.3. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
長野自動車道	安曇野IC ～ 麻績IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

2.4. 三者協議会に関する事項

2.4-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（1）犀川橋の床版取替、耐震補強、橋梁拡幅に関する事項

（2）安曇野北インターチェンジ土工、擁壁工、函渠工、ランプ橋下部工の設計に関する事項

2.4-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2.4-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 4 - 4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1 - 5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1 - 1 7 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 5 . 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 6 . 間接工事費の変更

2 6 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

（１）営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

（２）労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

（３）なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 6 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 6 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式 - 8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から 1 4 日以内に間接工事費計画書（様式 - 8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

26-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式－9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－10）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式－11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

26-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

26-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－8）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

27. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

27-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。

- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添－６）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 7－2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－７）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算ＣＯ２排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 7－3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ＣＯ２排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の吸収に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 7－4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書 2 7－1 「技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い」及び 2 7－2 「契約締結後の取り組みの提案」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書 2 7－3 「評価対象となる取り組み」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書 2 7－2 「契約締結後の取り組みの提案」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 7－5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第 1 9，2 0 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

27-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

28. 快適トイレ

28-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

28-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サンタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900 mm 以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

28-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

28-4 費用の取扱い

- (1) 設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- (2) 最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- (3) 運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

29. 熱中症予防に係る対策費用

29-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

29-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

29-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

29-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

30. クマ対策に係る費用

30-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

30-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

30-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

1. クマ対策毎の実施数量及び実施期間
2. 実施状況が確認できる資料
3. 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記1～3の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

31. 工事細部に関する事項

31-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に下記を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

31-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間	単価表の項目末尾の表記	備 考
夜間作業	(夜)	
昼夜間連続作業	(昼夜)	
昼間作業	無表記	

3 1－3 工事箇所による単価表及び割掛の項目の表記区分

単価表の項目末尾名称に、工事箇所に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

工事箇所	単価表及び割掛の項目末尾の表記	備 考
犀川橋	(S)	
安曇野北インターチェンジ	(A)	

3 1－4 諸経費区分

単価表の諸経費区分は、下表のとおりとする。

諸経費区分	内 容	備 考
諸経費①	基本的に全諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の算定を対象とした単価表の項目の諸経費	
諸経費②	基本的に一般管理費等の算定にのみ対象とした単価表の項目の諸経費	

3 1－5 捨土掘削

3 1－5－1 定義

共通仕様書 2－6－1「定義」に規定する工事毎の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
捨土掘削 土砂（表土）A （A）	1）のり面部における土砂（径 50 c m 未満の切り株を含んだ表土）の掘削積込み 2）犀川右岸仮置きヤード 2 へ運搬、敷均し	（土質区分：土砂 B）

3 1－5－2 施工

共通仕様書 2－6－5「施工」に下記を追加する。

（10）伐開除根

伐開除根により発生する廃棄物の処理については、別途監督員が指示する。受注者はその指示に従うものとし、それに要する処分費は、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

なお、現地確認時に共通仕様書 2－5「伐開除根」に含まれない伐採が必要な樹木等が確認された場合は、別途監督員が指示する。受注者はその指示に従うものとし、それに要する伐採・積込・運搬・処分等の費用については、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

3 1－5－3 数量の検測

捨土掘削の数量の検測は、共通仕様書 2－6－6「数量の検測」によらず、盛土の設計数量（m³）で行うものとする。

3 1－6 盛土工

3 1－6－1 定義

共通仕様書 2－7－1「定義」に下記を追加する。

盛土工の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
盛土工 A 1（A）	土砂（下部路体）を使用して下部路体への敷均し、締固め、整形及び仕上げ、含水比の調整を行うもの	
盛土工 A 2（A）	土砂（上部路体）を使用して上部路体への敷均し、締固め、整形及び仕上げ、含水比の調整を行うもの	

単価表の項目	作業内容	備考
盛土工 A 3 (A)	土砂（下部路床）を使用して下部路床への敷均し、締固め、整形及び仕上げ、含水比の調整を行うもの	
盛土工 A 4 (A)	土砂（上部路床）を使用して上部路床への敷均し、締固め、整形及び仕上げ、含水比の調整を行うもの	
盛土工 A 5 (A)	土砂（凍上抑制層）を使用して凍上抑制層への敷均し、締固め、整形及び仕上げ、含水比の調整を行うもの	
盛土工 A 6 (A)	土砂（下部路体）を使用して本線とランプの間にある園地部への敷均し、締固め、整形及び仕上げ、含水比の調整を行うもの	

3 1 - 6 - 2 材料

共通仕様書 2 - 7 - 2 「材料」に下記を追加する。

盛土工 A 6 の材料について、土砂（下部路体）を使用するものとしているが、現場状況によっては現場発生土等の使用を監督員が指示する場合がある。この場合において、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 6 - 3 支払

共通仕様書 2 - 7 - 8 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2 - (5)	盛土工	
	盛土工 A 1 (A)	m 3
	盛土工 A 2 (A)	m 3
	盛土工 A 3 (A)	m 3
	盛土工 A 4 (A)	m 3
	盛土工 A 5 (A)	m 3
	盛土工 A 6 (A)	m 3

3 1 - 7 構造物掘削及び構造物裏込め工

3 1 - 7 - 1 種別

(1) 共通仕様書 2 - 8 - 1 「定義」(1) 及び 2 - 8 - 1 1 「支払」に規定する工事毎の種別及び作業内容は、以下のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	摘要
構造物掘削 普通部 A (S)	1) 橋脚又は橋台の基礎地盤の掘削、発生土を犀川右岸仮置きヤード 1 へ運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 2) 犀川右岸仮置きヤード 1 での仮置き土の積込、現場までの運搬、埋戻し、締固め（区分：埋戻し B） 3) 含水量の調整	犀川橋（上下線） P 2 0 橋脚 A 2 橋台
構造物掘削 普通部 A (A)	1) 擁壁工の基礎地盤の掘削、土砂の積込（土質区分：土砂 B） 2) 犀川右岸仮置きヤード 2 への運搬、敷均し	帯鋼補強土壁 重力式擁壁 切土補強土工

単価表の項目	作業内容	摘要
構造物掘削 普通部B (S)	1) 本線盛土部分の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B） 2) 埋戻し、締固め（上下部路床の復旧） 3) 含水量の調整	犀川橋（上下線） A 2 橋台背面（本線部）
構造物掘削 特殊部A （昼夜）（S）	1) 硬質地盤クリア工法（空頭制限箇所を含む）による鋼矢板の打込み、切梁・腹起し、火打ちの設置 2) 鋼矢板施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）、水替あり 3) 盛替コンクリートの打設 4) 埋戻し、締固め（区分：埋戻しB） 5) 鋼矢板の引抜き 6) 切梁・腹起し・火打ちの撤去 7) 含水量の調整 8) 撤去した鋼矢板（中古品）の発生場所から処分場までの運搬、処分	犀川橋（上下線） P 1 8 橋脚
構造物掘削 特殊部A (A)	1) 硬質地盤クリア工法による鋼矢板の打込み、腹起し設置 2) 鋼矢板施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ、余剰土の犀川右岸仮置きヤード2 への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 3) グラウンドアンカー工法（除去式）の引抜き試験 4) グラウンドアンカー工法（除去式）による地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウトの注入、緊張定着 5) 犀川右岸仮置きヤード2 での仮置き土の積込、現場までの運搬、埋戻し、締固め（区分：埋戻しA 2） 6) 含水量の調整 7) 鋼矢板の引抜き（油圧式杭圧入引抜き機）、腹起し撤去、グラウンドアンカー（除去式）の除去、資材置きヤードまでの運搬	安曇野北インター チェンジランプ橋 P 2 橋脚
構造物掘削 特殊部B (S)	1) 硬質地盤クリア工法（空頭制限箇所を含む）による鋼矢板の打込み、裏込めモルタル打設、切梁・腹起し、火打ち、埋込型切梁受け金具の設置 2) 鋼矢板施工部の掘削、発生土を犀川右岸仮置きヤード1 へ運搬、敷均し（土質区分：土砂B）、水替あり 3) 犀川右岸仮置きヤード1 での仮置き土の積込、現場までの運搬、埋戻し、締固め（区分：埋戻しB） 4) 鋼矢板の引抜き 5) 切梁・腹起し・火打ちの撤去 6) 含水量の調整 7) 撤去した鋼矢板（中古品）の発生場所から処分場までの運搬、処分	犀川橋（上下線） P 2 0 橋脚

単価表の項目	作業内容	摘要
構造物掘削 特殊部 B (A)	1) 硬質地盤クリア工法による鋼矢板の打込み、腹起し設置 2) 鋼矢板施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ、余剰土の犀川右岸仮置きヤード 2 への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 3) グラウンドアンカー工法（除去式）の引抜き試験 4) グラウンドアンカー工法（除去式）による地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウトの注入、緊張定着 5) 犀川右岸仮置きヤード 2 での仮置き土の積込、現場までの運搬、埋戻し、締固め（区分：埋戻し A 2） 6) 含水量の調整 7) 鋼矢板の引抜き（油圧式杭圧入引抜機）、腹起し撤去、グラウンドアンカー（除去式）の除去、資材置きヤードまでの運搬	安曇野北インター チェンジランプ橋 P 3 橋脚
構造物掘削 特殊部 C (S)	1) 硬質地盤クリア工法による鋼矢板の打込み、腹起し設置、横矢板の設置、作業構台の設置撤去 2) 鋼矢板施工部の掘削、犀川右岸仮置きヤード 1 への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 3) グラウンドアンカー工（除去式）の引抜き試験 4) グラウンドアンカー工法（除去式）による地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウトの注入、緊張定着、作業構台の設置撤去 5) 鋼矢板の引抜き（油圧式杭圧入引抜機）・切断、腹起しの撤去、グラウンドアンカー（除去式）の除去、横矢板の撤去、資材置きヤードまでの運搬 6) 切断した鋼矢板、撤去した横矢板の発生場所から処分場までの運搬、処分	犀川橋（上り線） A 2 橋台
構造物掘削 特殊部 C (A)	1) 硬質地盤クリア工法による鋼矢板の打込み 2) ゼロクリアランス工法による鋼矢板の打込み 3) 鋼矢板施工部の掘削、犀川右岸仮置きヤード 2 への運搬、敷均し（土質区分：土砂 B） 4) 鋼矢板の引抜き（油圧式杭圧入引抜機） 5) 鋼矢板の引抜き（ゼロパイラー） 6) 掘削土砂を利用し大型土のうの製作・設置 7) 完了後、大型土のうの撤去、大型土のう袋の中詰め材を犀川右岸仮置きヤード 2 に運搬、敷均し 8) 大型土のう袋の処分場までの運搬、処分 9) 撤去した鋼矢板（新品）の資材置きヤードまでの運搬	函渠工（上り線延 伸部）

単価表の項目	作業内容	摘要
構造物掘削 特殊部D (S)	1) 硬質地盤クリア工法による鋼矢板の打込み 2) 鋼矢板の打込み 3) 腹起しの設置、横矢板の設置、作業構台の設置撤去 4) 鋼矢板施工部の掘削、犀川右岸仮置きヤード1への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 5) グラウンドアンカー工（除去式）の引抜き試験 6) グラウンドアンカー工法（除去式）による地山の削孔、テンドンの加工・組立・挿入、グラウトの注入、緊張定着、作業構台の設置撤去 7) 鋼矢板の切断、腹起しの撤去、グラウンドアンカー（除去式）の除去、横矢板の撤去、資材置きヤードまでの運搬 8) 切断した鋼矢板、撤去した横矢板の発生場所から処分場までの運搬、処分	犀川橋（下り線） A2橋台
構造物掘削 特殊部D (A)	1) 硬質地盤クリア工法による鋼矢板の打込み 2) ゼロクリアランス工法による鋼矢板の打込み 3) 鋼矢板施工部の掘削、犀川右岸仮置きヤード2への運搬、敷均し（土質区分：土砂B） 4) 鋼矢板の引抜き（油圧式杭圧入引抜機） 5) 鋼矢板の引抜き（ゼロパイラー） 6) 掘削土砂を利用し大型土のうの製作・設置 7) 完了後、大型土のうの撤去、大型土のう袋の中詰め材を犀川右岸仮置きヤード2に運搬、敷均し 8) 大型土のう袋の処分場までの運搬、処分 9) 撤去した鋼矢板（新品）の資材置きヤードまでの運搬	函渠工（下り線延伸部）
構造物裏込め工 裏込め工A (A)	1) 構造物裏込め部の敷均し、締固め 2) 購入材の種別（裏込め材A）	函渠工
構造物裏込め工 裏込め工B (A)	1) 構造物裏込め部の敷均し、締固め 2) 購入材の種別（裏込め材B）	函渠工 犀川橋A2橋台
構造物裏込め工 裏込め工C (A)	1) 構造物裏込め部の敷均し、締固め 2) 購入材の種別（ $\gamma = 20 \text{ kN/m}^3$ 、 $\phi = 40^\circ$ 以上、 $C = 0 \text{ kN/m}^2$ その他の材料基準は土工施工管理要領「補強土壁裏込め」による。）	帯鋼補強土壁工
構造物裏込め工 裏込め工D (A)	1) 構造物裏込め部の敷均し、締固め 2) 購入材の種別（C-40）	重力式基礎工 重力式擁壁工

(2) 構造物掘削における締切の内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	掘削箇所		摘要
構造物掘削 特殊部 A (昼夜) (S)	犀川橋 (上下線) P 18 橋脚 炭素繊維巻立て工 施工箇所	鋼矢板Ⅳ型 L = 2.0 m ~ 3.0 m (中古品) L = 12.0 m (リース品) 想定最大 N 値 525	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 A (A)	安曇野インターチェンジランプ橋 P 2 橋脚箇所	鋼矢板Ⅲ型 L = 8.5 m ~ 7.5 m (リース品) L = 8.5 m ~ 7.5 m (中古品) 想定最大 N 値 115	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 B (S)	犀川橋 (上下線) P 20 橋脚 橋脚拡幅・RC 巻 立て工施工箇所	鋼矢板Ⅳ型 L = 1.5 m ~ 3.0 m (中古品) L = 9.5 m ~ 10.5 m (リース品) 想定最大 N 値 525	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 B (A)	安曇野北インター チェンジランプ橋 P 3 橋脚箇所	鋼矢板Ⅲ型 L = 8.5 m ~ 7.5 m (リース品) L = 8.5 m ~ 7.5 m (中古品) 想定最大 N 値 214	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 C (S)	犀川橋 (上り線) A 2 橋台拡幅箇所	鋼矢板Ⅲ型 L = 1.5 m ~ 10.0 m (中古品) L = 7.5 m ~ 10.0 m (リース品) 想定最大 N 値 420	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 C (A)	函渠工 (上り線延 伸部)	鋼矢板幅広ハット型 (幅 900 mm) L = 12.5 m ~ 10.0 m (新品) 鋼矢板 NS-S P-J (幅 600 mm) L = 8.0 m ~ 6.0 m (リース品) 想定最大 N 値 107	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 D (S)	犀川橋 (下り線) A 2 橋台拡幅箇所	鋼矢板Ⅲ型 L = 5.0 m ~ 9.0 m (中古品) 想定最大 N 値 420	鋼矢板工法
構造物掘削 特殊部 D (A)	函渠工 (下り線延 伸部)	鋼矢板幅広ハット型 (幅 900 mm) L = 12.5 m ~ 10.0 m (新品) 鋼矢板 NS-S P-J (幅 600 mm) L = 7.5 m ~ 5.5 m (リース品) 想定最大 N 値 107	鋼矢板工法

31-7-2 材料

- (1) グラウンドアンカー工 (除去式) の材料は共通仕様書 4-24-3 「材料」の規定によるものとする。
- (2) 構造物掘削 (特殊部) で製作する大型土のう袋材は容量 1 m³ を標準とする。

3 1 - 7 - 3 施工

- (1) 構造物掘削前に現地地盤高さの確認・測量、現地の土質、定着層等の調査を行い、監督員に報告するものとする。
- (2) 掘削中に予期しない不良土または転石（50cm以上）等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (3) 構造物掘削にあたり、水替えの必要が出た場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (4) グラウンドアンカー（除去式）の施工は、共通仕様書4-24-4「施工」の規定によるものとする。
- (5) 構造物掘削特殊部A（S）の鋼矢板の施工については、同一非出水期内で鋼矢板の打込み及び引抜きまで行うものとする。
- (6) グラウンドアンカー・横矢板金具等の撤去に伴い発生する発生材は、本特記仕様書16-1「発生する残存物件と引渡し方法」に示す引渡し場に運搬するものとする。
- (7) 本線盛土に鋼矢板を打込む箇所については、高速道路本線への影響がないよう施工するものとする。

3 1 - 7 - 4 支払

共通仕様書2-8-11「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2 - (6)	構造物掘削	
	普通部A（S）	m ³
	普通部A（A）	m ³
	普通部B（S）	m ³
	特殊部A（昼夜）（S）	m ³
	特殊部A（A）	m ³
	特殊部B（S）	m ³
	特殊部B（A）	m ³
	特殊部C（S）	m ³
	特殊部C（A）	m ³
	特殊部D（S）	m ³
	特殊部D（A）	m ³
2 - (7)	構造物裏込め工	
	裏込め工A（A）	m ³
	裏込め工B（A）	m ³
	裏込め工C（A）	m ³
	裏込め工D（A）	m ³

3 1－8 種散布工

3 1－8－1 材料

共通仕様書 4－7－2「材料」に規定する種子の種類及び使用量は、表のとおりとする。なお、配合の変更を指示した場合であっても軽微な場合は、契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量（1 m ² 当り）	備考
クレーピング・レット・フェスク	1 0． 0 g	
トールフェスク	1 0． 0 g	
レット・トップ	0． 2 g	
計	2 0． 2 g	

3 1－9 基礎工

3 1－9－1 種別

共通仕様書 4－2 0「基礎工」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
コンクリート基礎工 A（A）	コンクリートブロック積みの基礎工	基礎材あり
コンクリート基礎工 B（A）	大型コンクリートブロック積みの基礎工	基礎材あり
コンクリート基礎工 C（A）	帯鋼補強土壁工の基礎工及び重力式基礎	

3 1－9－2 支払

共通仕様書 4－2 0－5「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
4－（1 7）	基礎工	
	コンクリート基礎工 A（A）	m
	コンクリート基礎工 B（A）	m
	コンクリート基礎工 C（A）	m

3 1－1 0 切土補強土工

3 1－1 0－1 種別

共通仕様書 4－2 3－3「施工」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
D 2 9・L 5． 5 m（A）	逆巻施工で受圧板及び自穿孔アンカーを用いた切土補強土工	

3 1－1 0－2 支払

共通仕様書 4－2 3－5「支払」によらず以下のとおりとする。

切土補強土工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面地山の削孔、注入材の注入、補強材の挿入、補強材の頭部処理、受圧板の設置など切土補強土工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4－（20）	切土補強土工 D 2 9・L 5. 5 m（A）	本

3 1－1 1 補強土壁工

3 1－1 1－1 種別

共通仕様書 4－2 7－2 「種別」に下記を追加する。

補強土壁工の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
帯鋼補強土壁 A（A）	盛土内へ帯状の鋼製補強材を層状に敷設し、壁面を構築するもの。	1 号帯鋼補強土壁工
帯鋼補強土壁 B（A）	盛土内へ帯状の鋼製補強材を層状に敷設し、壁面を構築するもの。	3 号帯鋼補強土壁工
帯鋼補強土壁 C（A）	盛土内へ帯状の鋼製補強材を層状に敷設し、壁面を構築するもの。	4 号帯鋼補強土壁工
帯鋼補強土壁 D（A）	盛土内へ帯状の鋼製補強材を層状に敷設し、壁面を構築するもの。	5 号帯鋼補強土壁工
帯鋼補強土壁 E（A）	盛土内へ帯状の鋼製補強材を層状に敷設し、壁面を構築するもの。	9 号帯鋼補強土壁工

3 1－1 1－2 材料及び施工

共通仕様書 4－2 7－3 「材料及び施工」に下記を追加する。

裏込め材料や基礎地盤の状況により地下排水工が必要な場合は、別途監督員が指示する。受注者はその指示に従うものとし、それに要する費用については、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

3 1－1 1－3 支払

共通仕様書 4－2 7－5 「支払」によらず以下のとおりとする。

補強土壁工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。帯鋼補強土壁の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う壁面材の組立・設置、水平目地材、透水防砂材、補強材、笠石コンクリート、端部に設置するメッシュパネル、壁面に取り付ける排水装置等、帯鋼補強土壁の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4－（24）	補強土壁工	
	帯鋼補強土壁 A（A）	m ²
	帯鋼補強土壁 B（A）	m ²
	帯鋼補強土壁 C（A）	m ²
	帯鋼補強土壁 D（A）	m ²
	帯鋼補強土壁 E（A）	m ²

31-12 用排水構造物工

31-12-1 用排水溝

共通仕様書5-4「用排水構造物工」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
P u ・ 0 . 3 6 ・ 0 . 3 6 (A)	プレキャストコンクリート U型側溝	D s - P u ・ 0 . 3 6 ・ 0 . 3 6
グレーチング A (A)	プレキャストコンクリート U型側溝用グレーチング	グレーチング (G 1) B 0 . 3 0 (安曇野市仕様)
P U 1 - 3 0 B (A)	プレキャストコンクリート U型側溝	P U 1 - 3 0 B (安曇野市仕 様)

共通仕様書5-4「用排水構造物工」の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
P u L ・ a ・ b	プレキャストコン クリートU型側溝	D s - P u L - 0 . 3 0 - 0 . 3 0
K (1) - P u L ・ a ・ b (t)	小段排水溝	D s - K (1) - P u L - 0 . 3 0 - 0 . 2 0 (0 . 1 0)

31-12-2 用排水管ののみ口、吐口

用排水管ののみ口、吐口の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号
F - φ 0 . 4 0 (A) (A)	円形水路とタテ溝との接続 (のり勾配1 : 1 . 8)	F - φ 0 . 4 0 (1 . 8) (A)

31-12-3 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
5 - (1) 用排水溝	
P u ・ 0 . 3 6 ・ 0 . 3 6 (A)	m
グレーチング A (A)	m
P U 1 - 3 0 B (A)	m

31-13 鉄筋コンクリートカルバートの継目工

31-13-1 種別

共通仕様書6-3-4「継目工の種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	備考
Ⅲ-A型 (A)	延伸カルバートの頂版、側壁に使用する継目 をいう	函渠工 (上下線延 伸部)
Ⅲ-B型 (A)	延伸カルバートの底版に使用する継目をいう	函渠工 (上下線延 伸部)

3 1 - 1 3 - 2 支払

共通仕様書 6 - 3 - 6 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
6 - (1)	継目工	
	Ⅲ型 - A (A)	m
	Ⅲ型 - B (A)	m

3 1 - 1 4 基礎杭

3 1 - 1 4 - 1 場所打ちコンクリート杭（機械掘削）の残土処理

共通仕様書 7 - 2 - 4 「場所打ちコンクリート杭の施工」（1）6）に規定する掘削に伴い発生する残土の処理方法は、本特記仕様書 6 - 2 「自工区外盛土場」に示す犀川右岸仮置きヤード 1 及び犀川右岸仮置きヤード 2 への運搬、敷均しを行うものとする。

3 1 - 1 5 構造物用コンクリート

3 1 - 1 5 - 1 コンクリートの種別

共通仕様書 8 - 2 - 3 「コンクリートの種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用区分	使用構造物	材令 28 日における圧縮強度 (N/mm ²)	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	空気量 (%)	セメントの種類	最小単位セメント量 (kg/m ³)	最大塩化物量 (C1-) (kg/m ³)
A 1 - 1 A (S) ※1	橋梁上部工の鉄筋コンクリート（二次床版）に使用するもの	橋梁上部構造物（二次床版）	30	20, 25	8 ± 2.5	4.5 ± 1.5	普通ポルトランドセメント	230	0.30
A 1 - 3 A (A)	鉄筋コンクリートカルバートに使用するもの	鉄筋コンクリートカルバート（函渠工上り線延伸部）	40	20, 25	12 ± 2.5	4.5 ± 1.5	高炉セメント B 種	300	0.30

単価表 の項目	使用区分	使用構造 物	材令 28 日における圧縮強 度 (N／ mm ²)	粗骨 材の 最大 寸法 (mm)	スラ ンプ (cm)	空気量 (%)	セメン トの種 類	最小単 位セメ ント量 (kg ／m ³)	最大塩化 物量 (Cl -) (kg／ m ³)
A1－ 5A (S) ※2	耐震補強 及び橋梁 下部工拡 幅のコン クリート に使用す るもの	耐震補強 対策工対 象構造 物、橋梁 下部工拡 幅の躯体 部分、踏 掛版の鉄 筋コンク リート	30	20, 25	15 ± 2.5	4.5 ± 1.5	高炉セ メント B種	270	0.30
B2－ 1A (S) ※1	鉄筋量の 比較的少 ない構造 物の鉄筋 コンクリ ートに使 用するも の	橋台・橋 脚のフー チング部 分の拡幅	24	40	8 ± 2.5	4.5 ± 1.5	高炉セ メント B種	—	0.30
P6－ 5A (S) ※2	プレキャ ストPC 床版の接 合部及び スタッド ジベル 孔、場所 打ち床版 コンクリ ートに使 用するも の	プレキャ ストPC 床版の接 合部及び スタッド ジベル 孔、場所 打ち床版	50	20, 25	12 ± 2.5	4.5 ± 1.5	早強ポ ルトラ ンドセ メント	300	0.30

※1 コンクリート施工管理要領に従って、膨張材を用いることを標準とする。

※2 コンクリート施工管理要領に従って、高性能AE減水剤及び膨張材を用いることを標準とする。

3 1 - 1 5 - 2 材料

共通仕様書 8 - 2 - 4 「材料」に下記を追加する。

- 1) コンクリート打設後の天端における新旧コンクリートとの境界に施工するシール材は「構造物施工管理要領」Ⅱ - 4 - 4 - 4 「シーリング材」によるものとする。

3 1 - 1 5 - 3 支払

共通仕様書 8 - 2 - 1 7 「支払」に下記を追加する。

コンクリート A 1 - 5 A の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m³ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練りませ、運搬、打込み、仕上げ、養生、シール材等コンクリート A 1 - 5 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8 - (1)	コンクリート	
	A 1 - 1 A (S)	m ³
	A 1 - 3 A (A)	m ³
	A 1 - 5 A (S)	m ³
	B 2 - 1 A (S)	m ³
	P 6 - 5 A (S)	m ³

3 1 - 1 6 鉄筋工

3 1 - 1 6 - 1 鉄筋の種別

共通仕様書 8 - 4 - 2 「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考
A - E (S)	鉄筋コンクリート構造物	重ね継手	エポキシ樹脂塗装鉄筋
C - E (S)	鉄筋コンクリート構造物のうち、橋梁下部構造	機械式鉄筋定着	エポキシ樹脂塗装鉄筋
D (S)	壁高欄地覆、橋脚・橋台拡幅の鉄筋コンクリート構造物	突合せ継手（エンクローズ溶接）	
D - E (S)	橋脚・橋台拡幅の鉄筋コンクリート構造物	突合せ継手（エンクローズ溶接）	エポキシ樹脂塗装鉄筋
T 1 (S)	耐震補強の巻立て鉄筋コンクリート構造物（基部定着・柱定着）	－	

3 1 - 1 6 - 2 材料

共通仕様書 8 - 4 - 4 「材料」に下記を追加する。

- (3) 鉄筋 ○-E に使用する材料は、コンクリート施工管理要領 5 - 1 (1) 5) 「エポキシ樹脂塗装鉄筋」によるものとする。
- (4) フーチングへの軸方向鉄筋のフーチングへの定着及び柱部への定着は、エポキシ樹脂系の接着剤とし、使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 6 - 2 - 1 (2) 「使用材料」によるものとする。
- (5) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7 - 1 - 4 「鉄筋コンクリート巻立て工法」によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用しなければならない。
- (6) エポキシ樹脂塗装鉄筋のエンクローズ溶接後の現場塗装材については、「土木学会 エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針 5. 2. 2 補修用材料」の規格を満足するものとする。

3 1 - 1 6 - 3 施工

共通仕様書 8 - 4 - 5 「施工」に下記を追加する。

- (4) 軸方向鉄筋のフーチング定着部及び柱部への定着の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 6 - 2 「あと施工アンカー」によるものとする。アンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (5) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7 - 1 - 4 「鉄筋コンクリート巻立て工法」によるものとする。
- (6) 鉄筋フレア溶接継手の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7 - 2 「鉄筋フレア溶接継手」によるものとする。
- (7) エンクローズ溶接の施工については、「土木学会 鉄筋定着・継手指針 2 0 2 0 年版」Ⅳ - 3 章突合せアーク溶接継手によるものとする。
- (8) エポキシ樹脂塗装鉄筋のエンクローズ溶接後の現場塗装については、「土木学会 エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針」5 章施工によるものとする。
- (9) アンカー削孔に伴うコンクリート塊については、本特記仕様書 2 0 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

3 1 - 1 6 - 4 支払

共通仕様書 8 - 4 - 7 「支払」に下記を追加する。

鉄筋 D の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、組立て、据付け等鉄筋 D の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鉄筋 A - E ・ C - E の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うエポキシ樹脂塗装費用と現場までの輸送費、鉄筋の加工、組立て、据付け等鉄筋 A - E ・ C - E の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鉄筋 D－Eの支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うエポキシ樹脂塗装費用と現場までの輸送費、鉄筋の加工、組立て、据付け、現場塗装等鉄筋D－Eの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鉄筋 Tの支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、組立て、据付け、アンカーの削孔、孔の清掃、組立用アンカーに要する材料等鉄筋 Tの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鉄筋 T 1の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、組立て、据付け、不達孔を含む定着アンカーの削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等鉄筋 T 1の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8－(3)	鉄筋	
	A－E (S)	t
	C－E (S)	t
	D (S)	t
	D－E (S)	t
	T 1 (S)	t

3 1－1 7 鋼構造物の製作

3 1－1 7－1 製作の種別

共通仕様書 1 0－6－2 「製作の種類」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
小型部材の製作A (S)	小型材片(補剛材、ダイヤフラム、スプライス、仕口、既設桁に取付くブラケット、補強部材等)の製作加工(原寸・加工・組立・溶接)を行うもの
マンホール部材の製作 (S)	マンホール部材の材料調達、製作加工 (原寸・加工・組立・溶接) をするもの

3 1－1 7－2 数量の検測

共通仕様書 1 0－6－5 「数量の検測」に下記を追加する。

マンホール部材の製作 (S) の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。

3 1 - 1 7 - 3 支払

共通仕様書 1 0 - 6 - 6 「支払」に下記を追加する。

小型部材の製作Aの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う小型部材の製作の原寸、加工、組立及び溶接等に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

マンホール部材の製作の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うマンホール部材の材料調達、製作加工（原寸、加工、組立及び溶接）等に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 0 - (2)	鋼構造物の製作	
	小型部材の製作A (S)	個
	マンホール部材の製作 (S)	箇所

3 1 - 1 8 鋼構造物の防錆

3 1 - 1 8 - 1 材料及び施工

共通仕様書 1 0 - 7 - 2 「材料及び施工」に下記を追加する。

(1) 作業内容

共通仕様書 1 0 - 6 - 2 「製作の種類」に示す、大型部材の製作・小型部材の製作A・対傾鋼部材の製作・横構部材の製作・マンホール部材の製作の部材及び共通仕様書 1 0 - 9 「鋼構造物の架設」に示す、高力ボルトの本締工の高力ボルトの塗装の作業内容は以下のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
鋼構造物の塗装 C - 5 (S)	・工場塗装 ・現場塗装 ・既存塗膜との境界部の処理
鋼構造物の塗装 D - 4 (S)	・工場塗装 ・現場塗装 ・既存塗膜との境界部の処理

(2) 境界部塗装の素地調整

境界部塗装の素地調整の施工は「構造物施工管理要領」Ⅲ 2 - 1 - 3 (3) 「素地調整」によるものとし、素地調整程度種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別
犀川橋	4 種

(3) 溶融亜鉛めっき

マンホール部材の一部の防錆は、溶融亜鉛めっきとする。溶融亜鉛めっきは J I S H 8 6 4 1 (H Z D T 7 7) とする。ただし、ボルトナットは H Z D T 4 9 とする。

3 1 - 1 8 - 2 塗装系及び塗色

共通仕様書 1 0 - 7 - 2 「材料及び施工」 (3) に示す塗装系及び上塗塗装の塗色は以下の規定のとおりとする。

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
大型部材・小型部材・ 対傾鋼部材・横構部 材・高力ボルト	工場塗装：C 5、D 4 現場塗装：F 3、F 8、F 1 1	P 3 9 - 6 0 L	(社) 日本塗料工業会 「2 0 2 4 年 P 版塗料 用標準色」
既設桁と新設部材の境 界部	現場塗装：境界部塗装	P 3 9 - 6 0 L (一般外面のみ)	(社) 日本塗料工業会 「2 0 2 4 年 P 版塗料 用標準色」

上塗塗装の塗色の色票番号は、日本塗料工業会塗料用標準見本帳 (2 0 2 4 年 P 版) の色票番号とする。なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 1 8 - 3 支払

共通仕様書 1 0 - 7 - 4 「支払」によらず以下のとおりとする。

鋼構造物の防錆の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 1 8 - 1 (1) 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 0 - (3)	鋼構造物の防錆	
	鋼構造物の塗装	
	C - 5 (S)	m ²
	D - 4 (S)	m ²

3 1 - 1 9 鋼構造物の架設

3 1 - 1 9 - 1 施工

共通仕様書 1 0 - 9 - 2 「施工」の規定に下記を追加する。

(1) 鋼構造物の架設方法

鋼構造物の架設の工法及び単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	架設箇所	架設工法	昼夜区分	適用
鋼橋の架設 (S)	犀川橋上下線 P 2 0 橋脚・A 2 橋台付近	トラッククレーンバント工法	昼間	

設計照査の結果による構造変更、本特記仕様書 1 0 「関連工事に関する事項」に示す関連工事との調整及び交通管理者・道路管理者との協議により、上記架設工法等が変更となった場合には監督員の指示に従うものとし、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。また、通行止めの時間については本特記仕様書 9 - 8 「一般道の交通規制及び通行止め (1) 通行止め」によるものとする。

(2) 作業内容

鋼構造物の架設の単価表の項目の作業内容は下記のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
鋼橋の架設（S）	1) 芯出し調整工 2) 上部工拡幅に伴う既設桁部材への、高力ボルト接合部現場孔明工 3) トラッククレーンベント工法による主桁及び横桁等の架設 4) 補強部材の箱桁内運搬 5) 補強部材の取付

(3) 架設及びベント

- 1) 受注者は、架設に先立ち地組ヤード、架設機械及びベント設置個所の地質調査（平板載荷試験）を行い、施工に必要な地盤支持力を確認した後、架設及びベント設置を行うものとする。これに要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。なお、ベントの配置検討及び平板載荷試験の結果、地形及び反力等において問題が生じ、対策が必要となった場合は対策方法等について監督員と協議するものとし、対策が必要であると監督員が認めた場合は、その費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- 2) 架設に伴うベント設置や、クレーン等架設機械の配置に、既設構造物が支障となる場合は、速やかに監督員に報告するものとし、その指示に従うものとする。なお、監督員の指示により撤去、移設等を行った場合は、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(4) 素地調整

素地調整の施工は「構造物施工管理要領」Ⅲ 2-1-3 (3) 「素地調整」によるものとし、素地調整程度種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	適用
犀川橋	1 種	既設桁への取付部

- 1) 素地調整により発生する研削材、ケレンかすの処分については本特記仕様書 20-2 「建設副産物の活用等」によるものとし、研削材、ケレンかすの処分に要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- 2) 既設桁へ新設鋼部材が取り付く部分の湿潤化による塗膜の除去については、塗膜除去工に含むものとする。

3 1-1 9-2 支払

共通仕様書 10-9-4 「支払」によらず以下のとおりとする。

鋼構造物の架設の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1-1 9-1 (2) 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
10- (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の架設（S）	t

3 1 - 2 0 支承

3 1 - 2 0 - 1 共通仕様書 1 1 - 3 - 2 「支承の区分」に下表を追加する。

単価表の項目	支承区分 a ・ b ・ l ・ n ・ (e)	備 考
E - 1 (S)	8 7 0 ・ 1 0 7 0 ・ 2 0 ・ 7 (1. 2)	犀川橋上り線 P 2 0 橋脚 (P 1 9 橋脚側) G 3 桁
E - 2 (S)	8 4 5 ・ 1 5 7 0 ・ 6 9 ・ 1 (1. 0)	犀川橋上り線 P 2 0 橋脚 (A 2 橋台側) G 5 桁
E - 3 (S)	8 4 0 ・ 1 2 4 0 ・ 5 7 ・ 1 (1. 0)	犀川橋上り線 A 2 橋台 G 5 桁
E - 4 (S)	8 7 0 ・ 1 0 7 0 ・ 2 8 ・ 4 (1. 2)	犀川橋下り線 P 2 0 橋脚 (P 1 9 橋脚側) G 3 桁
E - 5 (S)	1 0 6 5 ・ 1 3 0 0 ・ 6 9 ・ 1 (1. 0)	犀川橋下り線 P 2 0 橋脚 (A 2 橋台側) G 5 桁・G 6 桁
E - 6 (S)	7 6 0 ・ 1 2 4 0 ・ 5 7 ・ 1 (1. 0)	犀川橋下り線 A 2 橋台 G 5 桁・G 6 桁

上表中の支承区分 a ・ b ・ l ・ n (e) に示す数値は以下のとおり。

a : 奥行、b : 幅、l : ゴム層厚、n : ゴム層数、e : セン断弾性係数

3 1 - 2 1 アスファルト混合物

3 1 - 2 1 - 1 適用すべき諸基準

共通仕様書 1 3 - 2 「適用すべき諸基準」に下記を追加する。

・別添-2 「低速プロファイラの運用に関する補足資料」

3 1 - 2 1 - 2 種別

共通仕様書 1 3 - 5 「アスファルト混合物 (加熱アスファルト安定処理路盤工、アスファルトコンクリート表層工・基層工・中間層工・橋梁レベリング層工及びアスファルト)」の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
アスファルトコンクリート仮舗装工 (S)	橋梁床版面に、改質アスファルトを用いた遮水性能を有する基層用混合物を t = 8 c m で舗設するもの。

3 1 - 2 1 - 3 材料及び基準

(1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数アスファルト混合物の材料及び基準は、共通仕様書 1 3 - 5 - 2 「材料」及び 1 3 - 5 - 3 「混合物」の規定によるものとする。なお、マーシャル試験の突固め回数は、共通仕様書 1 3 - 5 - 3

(2) 「マーシャル試験基準値」に示すとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。ただし、基層用遮水性アスファルト混合物においては、標準アスファルト量に対し ± 0. 4 % 以上の変動が生じた場合、単価の変更を行うものとする。

アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固回数
基層用遮水性アスファルト混合物	改質アスファルト	5. 2%	最大粒径 20 mm	両面各 75 回

(2) 基層用遮水性アスファルト混合物

1) 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は、表 3 1 - 1 のとおりとする。なお、使用する骨材の密度が 0. 2 g / c m 3 以上異なる場合には配合比の修正を行う。

表 3 1 - 1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26. 5	100
19. 0	95 ~ 100
13. 2	75 ~ 90
9. 5	65 ~ 83
4. 75	50 ~ 67
2. 36	37 ~ 53
0. 6	24 ~ 30
0. 3	16 ~ 24
0. 15	9 ~ 14
0. 075	7 ~ 10

2) 配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

表 3 1 - 2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アス	マーシャル試験	試験便覧 B 0 0 1 試験便覧 B 0 0 8	材料及び配合粒度が異なるごとに A s 量 5 点で標準各 3 個、推定最適 A s 量を挟む 3 点で水浸各 3 個	表 2 4 - 1 表 2 4 - 3
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B 0 0 3 注 1)	上記試験を満足する各粒度の最適 A s 量で 1 回 (3 枚 / 回)	表 2 4 - 4

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
フ ア ル ト 混 合 物	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適 A s 量で 1 回 (2 枚/回)	平均はく離率 5 % 以下
	透水係数	試験便覧 B 0 1 7 T	上記試験を満足する各粒度の最適 A s 量で 1 回 (3 個/回)	1 . 0 × 1 0 ⁻⁷ 以下

注 1) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の 1 0 0 ± 1 % 以内とする。

表 3 1 - 3 基層用遮水性アスファルト混合物のマーシャル試験基準値

項 目	基準値
マーシャル安定度 (k N)	6 以上
フロー値 (1 / 1 0 0 c m)	1 5 ~ 4 0
空隙率 (%)	2 ~ 3
飽和度 (%)	7 0 ~ 8 5
水浸マーシャル残留安定度 6 0 °C 4 8 時間 (%)	7 5 以上

表 3 1 - 4 基層用遮水性アスファルト混合物の混合物性状

項 目	基準値
動的安定度 (回 / mm)	1 , 0 0 0 以上
平均はく離率 (%)	5 以下
水密性 (透水係数) (c m / 秒)	1 . 0 * 1 0 ⁻⁷ 以下

3) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は「舗装施工管理要領」Ⅲ 1 - 2 「試験練り」によらず表 3 1 - 5 のとおりとする。

表 3 1 - 5 基層遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基 層 用 遮 水 性 ア ス フ ア ル ト	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	J I S A 1 1 0 2	各 2 個 / 1 回
	混合条件	アスファルト量	—	3 点 / 1 配合
		混合量、混合時間及び温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B 0 0 1 試験便覧 B 0 0 8	1 回 / 1 配合 A s 量 3 点で標準、 水浸各 3 個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置または試験便覧 G 0 2 8 による	出荷毎全バッチまたは 1 回 / 1 配合 (2 個 / 1 回)

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
混合物		ホイールトラッキング試験 注1)	試験便覧 B 0 0 3	1回／1配合（3枚／1回）
		透水係数 注2)	試験便覧 B 0 1 7 T 注3)	1回／1配合（3個／回）
		水浸ホイールトラッキング試験 注2)	試験法 2 4 4	2枚／1配合

注1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度は、マール試験における締固め密度の $100 \pm 1\%$ 以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にて作製し、指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、「舗装施工管理要領」Ⅱ建設工事関係1-1(4)(b)(ii)「透水係数」に従って行う。

31-21-4 施工

排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、アスファルト混合物等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。

31-21-5 支払

共通仕様書13-5-11「支払」に下記を追加する。

アスファルトコンクリート仮舗装工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮舗装工の施工面の清掃準備、混合物の製造、運搬及び舗設要する費用、配合設計に要する費用等アスファルトコンクリート仮舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
13-(4)	アスファルト混合物 アスファルトコンクリート仮舗装工(S)	t

31-22 落橋防止工

31-22-1 縁端拡幅工

31-22-1-1 種別

共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」(2)に下記を追加する。

縁端拡幅工の単価表の項目に下記を追加する。

単価表の項目	区分
コンクリート A1-5 (S)	共通仕様書8-2「構造物用コンクリート」の規定による耐震補強及び落橋防止システムに使用するコンクリートをいう。

単価表の項目	区分
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	縁端拡幅工Bの鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、孔の清掃、アンカー鉄筋の挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 アンカー鉄筋の材料は縁端拡幅工Bの鉄筋に含む ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、 L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 or 上方向 or 下方向)

31-22-1-2 施工

アンカー工の施工は、共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」に下記を追加する。

- (11) 鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (12) アンカー削孔に伴うコンクリート塊については、本特記仕様書20「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

31-22-1-3 支払

共通仕様書17-5-8「支払」(1)に下記を追加する。

コンクリート A1-5の契約単価は、共通仕様書第8章「コンクリート構造物工」の関係各項の規定によるものとし、施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(9)	縁端拡幅工B	
	コンクリート A1-5 (S)	m ³
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	本

31-22-2 落橋防止構造

31-22-2-1 種別

共通仕様書17-5-2「落橋防止工の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分
P1A-a (b) (S)	PC鋼材を用いて既設鋼桁と既設下部工を連結するもの a : 落橋防止構造1本当たりの設計水平力〇〇(kN) b : 設計移動量(mm)

単価表の項目	区分
P 1 B - a (b) (S)	P C 鋼材を用いて新設鋼桁と新設下部工を連結するもの a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計水平力〇〇(k N) b : 設計移動量(mm)
鋼製ブラケット (S)	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。(アンカー鉄筋の材料は含まない。) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 下方向)

3 1 - 2 2 - 2 - 2 作業内容

単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
P 1 A - a (b) (S)	1) 芯出し調整工 2) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工ブラケット取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 4) 上部工ブラケットの高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 5) 下部工ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整材(シール材含む)の施工 6) 下部工ブラケットの設置 7) 現場塗装	犀川橋
P 1 B - a (b) (S)	1) 上部工ブラケット及び落橋防止構造の製作、防錆、輸送、設置 2) 上部工ブラケットの高力ボルト本締め作業及びピンテール仕上げ 3) 下部工ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整材(シール材含む)の施工 4) 下部工ブラケットの設置 5) 現場塗装	
鋼製ブラケット (S)	1) 下部工ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 2) 下部工ブラケットの製作・防錆・輸送	
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 2) 下部工ブラケットアンカーボルトの挿入・固定 3) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分	

3 1 - 2 2 - 2 - 3 上塗塗料の塗色

共通仕様書 1 7 - 4 - 2 「材料」 (2) に示す上塗塗料の塗色は以下の規定のとおりとする。

橋梁名	塗装箇所	上塗塗装の塗色
犀川橋	鋼鈑桁 鋼箱桁	P 3 9 - 6 0 L

また共通仕様書 1 7 - 4 - 2 「材料」 (2) に規定する上塗塗装の塗色は、(社) 日本塗料工業会塗料用標準色見本帳 (2 0 2 4 年 P 版) による。

3 1 - 2 2 - 2 - 4 施工

共通仕様書 1 7 - 4 - 3 「施工」 に下記を追加する。

(5) 塗装されている塗料

既存塗膜及び素地調整方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		素地調整
	塗装系	履歴	
犀川橋 P 1 7 橋脚～A 2 橋台	A 系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整

(6) 素地調整

素地調整程度種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	摘要
犀川橋 P 1 7 橋脚～A 2 橋台	1 種、4 種	鋼鈑桁 鋼箱桁

(7) 研削材及びケレンかすの処分

素地調整により発生する研削材及びケレンかすの処分については本特記仕様書 2 0 - 2 「建設副産物の活用等」 によるものとし、処分の費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(8) 塗装

落橋防止構造の塗装は、「構造物施工管理要領」Ⅱ 3 - 3 「塗料」 及びⅢ 2 - 1 「塗替え塗装」 の関連項目の規定に従わなければならない。

なお、使用する塗装系及び上塗の塗色は、以下のとおりとする他、塗分け区分については設計図書に示すものとする。

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
上部工ブラケット (犀川橋)	工場塗装：C 5 現場塗装：F 3、F 1 1、境界部塗装	P 3 9 - 6 0 L	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版

(9) 落橋防止構造の溶融亜鉛めっき

落橋防止構造等の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書 1 1 - 9 - 4 「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」 の各関連項目及び設計図書に示すものとする。

- (1 0) 落橋防止構造の上部工ブラケット・下部工ブラケットの製作、輸送、高力ボルト本締工は、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」、共通仕様書 1 0 - 9 「鋼構造物の架設」 の規定によるものとする。

- (1 1) 落橋防止構造のブラケットのうち、鋼部材に取り付くものの防錆は、共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」、コンクリート面に取り付くものの防錆は、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」(6)の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 2 - 5 溶接に関する事項

落橋防止構造の製作については、共通仕様書 1 7 - 5 - 4 「落橋防止構造」の規定による他、次によるものとする。

(1) 溶接種別の確認等について

受注者は、落橋防止構造等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書 1 - 5 - 2 「設計図書の照査」に準じた確認を監督員に求めるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して(要請書)」国土交通省(平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日付け)を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。

(2) 溶接検査について

①受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。

②受注者は、溶接検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験(社内検査)を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

③内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じた J I S Z 2 3 0 5 (非破壊試験—技術者の資格及び認証)の資格を有した者であることとし、資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。

④落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は、落橋防止構造等の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

⑤受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載されたすべての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出することを求めるものとする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書(平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日)」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊(平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。

⑥受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査の実施後、その結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の確認を得るものとする。

(3) 溶接施工について

①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野について I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社(登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの)及び検査会社(登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの)を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。

②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載されたすべての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。

③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

（４）抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。

なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

（５）溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

（６）落橋防止構造等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

31-22-2-6 内部きず検査

内部きず検査は、公益社団法人 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 平成29年11月「Ⅱ 鋼橋・鋼部材編」（以下、道示Ⅱ）20.8.7に基づいて実施すること。

31-22-2-7 数量の検測

共通仕様書17-5-7「数量の検測」（２）に下記を追加する。

鋼製ブラケットの数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。

なお、落橋防止構造上部工ブラケットが取り付け箇所箇所の湿潤化による塗膜の除去については、塗膜除去工に含むものとする。

31-22-2-8 支払

共通仕様書17-5-8「支払」（２）に下記を追加する。

P1A-a（b）・P1B-a（b）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書31-22-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書31-22-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含むアンカー削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(11)	落橋防止構造	
	P1A-a (b) (S)	本
	P1B-a (b) (S)	本
	鋼製ブラケット (S)	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	本

31-22-3 横変位拘束構造M

31-22-3-1 種別

共通仕様書17-5-6「横変位拘束構造」(2)に下記を追加する。

単価表の項目	区分
鋼製ブラケットA (S)	上部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置
鋼製ブラケットB (S)	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	横変位拘束構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。(アンカー鉄筋の材料は含まない。) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 下方向)

31-22-3-2 作業内容

単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
鋼製ブラケット A (S)	1) 芯出し調整工 2) 上部工ブラケット取付けに伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 3) 上部工ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 4) 高力ボルトの本締作業及びピンテール仕上げ 5) 現場塗装	犀川橋
鋼製ブラケット B (S)	1) 芯出し調整工 2) 下部工ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂材の施工 3) 下部工ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 4) 下部工ブラケットの製作・防錆・輸送・設置 5) 緩衝材(クロロプレンゴム)の製作・設置 6) 無収縮モルタルの打設、型枠の設置・撤去	犀川橋

単価表の項目	作業内容	備考
アンカー工 φ a ・ L (b) (S)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 2) 下部工ブラケットアンカーボルトの挿入・固定 3) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分	犀川橋

3 1 - 2 2 - 3 - 3 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ 2 0 . 6 . 1、2 0 . 7 及び 2 0 . 8 の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 鋼製ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」の規定によるものとする。
- (3) 上部工ブラケットの上塗塗色については、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 2 - 3 「上塗塗料の塗色」の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 3 - 4 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 1 - 2 「施工」の規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 2 - 5 「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (3) 素地調整及び塗替塗装の施工については、3 1 - 2 2 - 2 - 4 「施工」(5) ～ (8) の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 3 - 5 防錆

横変位拘束構造の鋼製ブラケットのうち鋼部材に取り付くものの防錆は、共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」、コンクリート面に取り付くものの防錆は、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」(6) の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 3 - 6 内部きず検査

内部きず検査は、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 2 - 6 「内部きず検査」の関連項目の規定によるものとする。

3 1 - 2 2 - 3 - 7 支払

共通仕様書 1 7 - 5 - 8 「支払」(4) に下記を追加する。

鋼製ブラケット A ・ B の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 3 - 2 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 φ a ・ L (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 φ a ・ L (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(13)	横変位拘束構造M	
	鋼製ブラケットA (S)	t
	鋼製ブラケットB (S)	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L (b) (S)$	本

31-23 耐震補強工

31-23-1 耐震補強用コンクリート表面処理工

31-23-1-1 定義

共通仕様書17-9-2「耐震補強用コンクリート表面処理工」(1)によらず、下記のとおりとする。

単価表の項目	定義
A1 (S)	耐震補強用コンクリート表面処理工A1とは、鉄筋コンクリート巻立て工法の既設コンクリートと巻立てコンクリートとの付着を良くするために、WJ工法にて既設コンクリート打設面の粗面化及び清掃を行うことをいう。
A2 (S)	耐震補強用コンクリート表面処理工A2とは、縁端拡幅部の既設コンクリートと新設するコンクリートとの付着を良くするために、WJ工法にて既設コンクリート打設面の粗面化及び清掃を行うことをいう。

31-23-1-2 支払

共通仕様書17-9-2「耐震補強用コンクリート表面処理工」(4)に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
17-(18)	耐震補強用コンクリート表面処理工	
	A1 (S)	m ²
	A2 (S)	m ²

31-23-2 炭素繊維巻立て工

31-23-2-1 種別

共通仕様書17-9-10「炭素繊維巻立て工」に下記を追加する。

単価表の項目	区分	摘要
A1 (S)	炭素繊維シート(目付量:400g/m ² 、水平1層)を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	犀川橋
A2 (S)	炭素繊維シート(目付量:400g/m ² 、水平2層)を既設橋脚コンクリート面に巻立てることをいう。	犀川橋

31-23-2-2 支払

共通仕様書17-9-10(5)「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
17-(26)	炭素繊維巻立て工	
	A1 (S)	m ²
	A2 (S)	m ²

3 1 - 2 4 構造物補修工

共通仕様書 1 7 - 1 0 「構造物補修工」に下記を追加する。

3 1 - 2 4 - 1 事前調査

受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による調査を行い、補修範囲を特定し、施工条件、施工方法、設計図と現地の相違点等、それらの結果を監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

3 1 - 2 4 - 2 断面修復工

3 1 - 2 4 - 2 - 1 定義

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 「断面修復工」(1)によらず、以下のとおりとする。

断面修復工とは、コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋ケレン・防錆処理、プライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいう。

3 1 - 2 4 - 2 - 2 種別

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 「断面修復工」(2)に、下表を追加する。

単価表の項目	区分	摘要
A 1 (S)	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。	犀川橋

3 1 - 2 4 - 2 - 3 材料及び施工

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 「断面修復工」(3)、(4)によらず以下のとおりとする。

(3) 材料

- 1) 断面修復工に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- 2) 鉄筋の塗布による防錆処理は亜硝酸塩系の防錆剤を標準とする。
- 3) プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- 4) 構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部位	材令 2 8 日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘 要
犀川橋	下部工	2 4	

(4) 施工

断面修復工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 3-3-6～9の規定に従い行うものとする。

3 1 - 2 4 - 2 - 4 支払

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 (6) 「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
1 7 - (2 9) 断面修復工 A 1 (S)	L

3 1 - 2 5 はく落防止対策工

3 1 - 2 5 - 1 種別

共通仕様書 1 7 - 1 1 - 2 「種別」に、下表を追加する。

単価表の項目	区分	摘要
A 1 (S)	新設するコンクリート構造物（現場にて打設するもの）にはく落防止対策層を設けるもので、固定足場上で施工を行うもの。	犀川橋 P 1 3 橋脚～A 2 橋台の R C 床版・壁高欄及び地覆部
A 1 (A)	新設するコンクリート構造物にはく落防止対策層を設けるもので、固定足場上で施工を行うもの。	函渠工（上下線延伸部）

3 1 - 2 5 - 2 支払

共通仕様書 1 7 - 1 1 - 6 「支払」に下記を追加する。

はく落防止対策工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。

はく落防止対策工 A 1 の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う新設するコンクリート構造物へのはく落防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
1 7 - (3 1) はく落防止対策工 A 1 (S)	m ²
A 1 (A)	m ²

3 1 - 2 6 支承取替工

3 1 - 2 6 - 1 種別

共通仕様書 1 7 - 1 3 「支承取替工」に下表を追加する。

単価表の項目	区分	摘要
E - a (b) (S)	既設支承を撤去しゴム支承に取り替えるもの。 a : 最大反力 ○○ k N、b : 支承重量 (k g) を示す。	犀川橋

単価表の項目	区分	摘要
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$ (S)	支承取替工の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L ：設計削孔長（mm） b ：削孔向き（水平方向 o r 下方向）	

31-26-2 作業内容

共通仕様書 17-13-3 「施工」 に下表の作業内容を追加する。

単価表の項目	作業内容
E-a (b) (S)	1) 新設支承、ベースプレート、ソールプレート、アンカーボルトの製作、防錆、運搬、荷下ろし、取り込み 2) 既設支承沓座コンクリートの打撃工法及びWJ工法によるはつり処理、沓座モルタル取壊し 3) 既設アンカーボルトの切断、防錆 4) ジャッキアップによる仮受け、既設支承・セットボルトの切断・ガウジング・撤去、資材置きヤードへの運搬 5) アンカーボルトとベースプレートとの固定 6) 新設ソールプレートの設置、既設桁部への六角ボルト接合部及びアンカーボルト差し込み箇所の現場孔明工、六角ボルト本締 7) 荷下ろし場所から設置場所までの部材の運搬 8) 新設支承の据付・調整、沓座モルタル打設、ジャッキダウン 9) 既設コンクリート、モルタルの廃材運搬、処分 10) 現場塗装 11) 金属パテ及び全周溶接による既設主桁フランジの孔閉塞
アンカー工 $\phi a \cdot L (b)$ (S)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、アンカーボルト挿入・樹脂定着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬、処分

31-26-3 施工

支承取替工の施工は、共通仕様書 11-3 「支承」 及び設計要領第二集保全編 6 章によるほか下記の事項に留意して行う。

- (1) 支承取替工の施工計画立案にあたりジャッキアップによる桁の変形、損傷等の既設上部構造への影響、作業の安全性の確保のために設計内容の確認を十分に行うこと。またジャッキアップ作業の前に仮支点を設置するものとする。
- (2) 既設支承の撤去
 - ① 既設ソールプレートの撤去はガウジングによる溶断にて行うものとする。
 - ② 撤去に伴い発生する既設支承等は本特記仕様書 16-1 「発生する残存物件と引渡し方法」 に示す引渡し場に運搬するものとする。

- (3) 既設支承橋座コンクリートのはつり処理は、打撃工法及びW J 工法によるものとし、W J 工法は本特記仕様書 3 1 - 2 7 - 2 「施工」 (1) ~ (9) によるものとする。
- (4) アンカー工の施工は、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 1 - 2 「施工」の関連する規定によるものとする。
- (5) 支承取替は各連に対して、1 基毎に取替を行うものとする。

3 1 - 2 6 - 4 数量の検測

支承取替工の数量の検測は、共通仕様書 1 7 - 1 3 - 5 「数量の検測」によらず以下のとおりとする。

- (1) E - a (b) の数量の検測は、設計数量 (基) で行うものとする。
- (2) アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の数量の検測は、設計数量 (本) で行うものとする。

3 1 - 2 6 - 5 支払

支承取替工の支払は、共通仕様書 1 7 - 1 3 - 6 「支払」によらず以下のとおりとする。

- (1) E - a (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 2 6 - 2 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (3 4)	支承取替工	
	E - a (b) (S)	基
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	本

3 1 - 2 7 構造物等取壊し工

3 1 - 2 7 - 1 種別

共通仕様書 1 8 - 1 2 - 2 「種別」に規定する構造物等取壊し工の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
コンクリート構造物取壊し (Type A 1) (S)	既設コンクリート構造物 (有筋) について、 人力施工による取壊し、既設鉄筋の切断、再 資源化施設への搬 出、コンクリート塊 (有筋) の処分を行うもの。 の。	犀川橋 既設鉄筋露出部、 既設ウイング・パ ラペット・壁高欄 部
コンクリート構造物取壊し (Type A 2) (S)	既設コンクリート構造物 (有筋) について、 人力施工による取壊し、再資源化施設への搬 出、コンクリート塊 (無筋) の処分を行うもの。 の。	犀川橋 既設鉄筋露出部、 断面修復部、下部 工天端

単価表の項目	区分内容	摘要
コンクリート構造物取壊し (Type B1) (S)	既設コンクリート構造物（有筋）について、WJ工法（下方向）による取壊し（t＝100mm）、再資源化施設へ搬出、コンクリート塊（無筋）の処分を行うもの。	犀川橋 断面修復部、既設鉄筋露出部、既設ウイング・パラペット部
コンクリート構造物取壊し (Type B2) (S)	既設コンクリート構造物（有筋）について、WJ工法（水平方向）による取壊し（t＝100mm）、再資源化施設へ搬出、コンクリート塊（無筋）の処分を行うもの。	犀川橋 断面修復部、既設鉄筋露出部、既設下部工天端
コンクリート構造物取壊し (Type B3) (S)	既設コンクリート構造物（有筋）について、WJ工法（水平方向）による取壊し（t＝75mm）、再資源化施設へ搬出、処分を行うもの。	犀川橋 既設下部工天端
コンクリート構造物取壊し (Type C) (S)	既設コンクリート構造物（無筋）について、機械施工による取壊し、再資源化施設へ搬出、処分を行うもの。	犀川橋 コンクリートブロック積
アスファルト舗装版取壊し (Type A) (S)	橋梁部の既設アスファルト舗装を路面切削機及び人力はつり等により床版面（平均深さ75mm）まで切削するもので、路面切削機等により既設舗装を平均深さ65mm切削したのち、アスファルトコンクリート切削廃材を再資源化施設へ搬出、処分を行うもの。	犀川橋 床版取替部 防水層施工済
アスファルト舗装版取壊し (Type A) (A)	既設市道のアスファルト舗装路面（平均深さ40mm）を機械施工により取壊し、再資源化施設への搬出、処分を行うもの。	安曇野北インターチェンジ 函渠工（上下線延伸部）、帯鋼補強土壁工
アスファルト舗装版取壊し (Type B) (S)	既設アスファルト舗装（平均深さ65mm）を機械施工により取壊し、再資源化施設へ搬出、処分を行うもの。	犀川橋下り線P20～A2
アスファルト舗装版取壊し (Type C) (S)	既設アスファルト舗装（平均深さ220mm）を機械施工により取壊し、再資源化施設へ搬出、処分を行うもの。	犀川橋 橋台背面部

31-27-2 施工

共通仕様書18-12-3「施工」に下記を追加する。

- （１）WJ工法による取壊しは、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-1-2「はつり処理」の規定に従って行うものとする。
- （２）WJ工法による取壊しは、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。

- (3) W J 工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。
- (4) W J 工法によるはつり処理には、清水（水道水）を使用すること。
- (5) W J 工法に使用する清水（水道水）は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- (6) W J 工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し、排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- (7) 回収（汚濁）水から分離した汚泥の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。
- (8) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- (9) 廃材処理については、本特記仕様書 20「再生資源及び建設副産物に関する事項」の規定に基づき適切に行うものとする。
- (10) 排水ます等及び伸縮装置近傍で施工する場合は、廃材等が装置内に落下しないように十分注意を払い施工しなければならない。なお、当該工事により廃材等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃しなければならない。
- (11) 既設アスファルト舗装の路面切削は既設床版防水層が混入しないよう十分注意を払い施工するものとし、路面切削後に残アスファルト及び、既設防水層の取り除きを行う。なお、路面切削後に行う残アスファルト及び、既設防水層の取り除きに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (12) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

3 1 - 2 7 - 3 舗装廃材の処理

- (1) 共通仕様書 1 3 - 8 - 1 0「舗装廃材の処理」に示す廃材の処理場所は、本特記仕様書 20 - 2「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬、処分に要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (2) アスファルト舗装版取壊し（Type A・Type B）（S）の既設舗装の平均深さ 10 mm と既設床版防水材の処分については、建設混合廃棄物として最終処分するものとする。なお、これらの運搬、処分等に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 切削工の施工にあたり、クラック抑制シート混入の切削廃材があった場合は、速やかに監督員に報告するものとする。また、クラック抑制シート混入の切削廃材は、再生資材として利用可能とするため、クラック抑制シート廃材とアスファルトコンクリート塊に仕分けし、適切に処分するものとする。なお、仕分けに要する費用及び仕分け後のクラック抑制シート廃材の運搬処理（最終処分）に要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

3 1 - 2 7 - 4 数量の小數位

コンクリート構造物取壊し（T y p e A○、T y p e B○）の検測及び数量の小數位は、共通仕様書 1 - 3 1 - 4 「数量の小數位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリート構造物取壊し (T y p e A○、T y p e B○)
検測数量	小数 3 位
支払数量	小数 2 位

3 1 - 2 7 - 5 支払

共通仕様書 1 8 - 1 2 - 5 「支払」によらず、下記のとおりとする。

- (1) コンクリート構造物取壊し（T y p e A、T y p e C）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート構造物の取壊し、積込、コンクリート塊の運搬、処分等構造物等取壊し工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) コンクリート構造物取壊し（T y p e B○）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う W J 工法を用いた取壊し・清水の調達・濁水処理、コンクリート塊の運搬、処分等コンクリート構造物取壊し工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) アスファルト舗装版取壊し（T y p e A（S））の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、切削、アスファルトコンクリート塊の運搬、処分等構造物等取壊し工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (4) アスファルト舗装版取壊し（T y p e A（A）・T y p e B・T y p e C）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断・取壊し、アスファルトコンクリート塊の運搬、処分等構造物等取壊し工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 8 - (1 7)	構造物等取壊し工	
	コンクリート構造物取壊し（T y p e A○）（S）	m ³
	コンクリート構造物取壊し（T y p e B○）（S）	m ³
	コンクリート構造物取壊し（T y p e C）（S）	m ³
	アスファルト舗装版取壊し（T y p e A）（S）	m ²
	アスファルト舗装版取壊し（T y p e A）（A）	m ²
	アスファルト舗装版取壊し（T y p e B）（S）	m ²
	アスファルト舗装版取壊し（T y p e C）（S）	m ²

3 1 - 2 8 交通規制工

3 1 - 2 8 - 1 種別

共通仕様書 1 9 - 3 - 2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制 A、路肩規制 B 及び路肩規制 C をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:30～17:30 (09:00～17:00)	構造物掘削特殊部
中央分離帯規制 A (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する中央分離帯規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 8:00～24:00 ・規制保守日 6 日間 ・中央分離帯規制→対面通行規制へ切替日 0:00～22:00 (規制設置日の 9:00～規制切替日の 21:00)	犀川橋上下線 対面通行準備工
中央分離帯規制 B 1 (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する中央分離帯規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・対面通行規制→中央分離帯規制へ切替日 22:00～24:00 ・規制保守日 7 日間 ・規制撤去日 0:00～18:00 (規制切替日の 23:00～撤去日の 17:00)	犀川橋上り線 1 回目、下り線 1 回目・2 回目の対面通行解放工
中央分離帯規制 B 2 (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する中央分離帯規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・対面通行規制→中央分離帯規制へ切替日 22:00～24:00 ・規制保守日 8 日間 ・規制撤去日 0:00～18:00 (規制切替日の 23:00～撤去日の 17:00)	犀川橋上り線 2 回目の対面通行解放工

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
対面通行規制 A 1 (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	犀川橋上り線 1 回目の対面通行規制 ・ 中央分離帯規制→対面通行規制へ切替日 22:00～24:00 ・ 規制保守日 51 日間 ・ 対面通行規制→中央分離帯規制へ切替日 0:00～22:00 (規制切替日の 23:00～規制切替日の 21:00)	構造物取壊し工、既設床版撤去工、プレキャスト P C 床版架設工、壁高欄地覆設置工、アスファルト混合物
対面通行規制 A 2 (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	犀川橋上り線 2 回目の対面通行規制 ・ 中央分離帯規制→対面通行規制へ切替日 22:00～24:00 ・ 規制保守日 85 日間 ・ 対面通行規制→中央分離帯規制へ切替日 0:00～22:00 (規制切替日の 23:00～規制切替日の 21:00)	構造物取壊し工、既設床版撤去工、プレキャスト P C 床版架設工、壁高欄地覆設置、伸縮装置
対面通行規制 B 1 (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	犀川橋下り線 1 回目の対面通行規制 ・ 中央分離帯規制→対面通行規制へ切替日 22:00～24:00 ・ 規制保守日 50 日間 0:00～24:00 ・ 対面通行規制→中央分離帯規制へ切替日 0:00～22:00 (規制切替日の 23:00～規制切替日の 21:00)	構造物取壊し工、既設床版撤去工、プレキャスト P C 床版架設工、壁高欄地覆設置、伸縮装置、アスファルト混合物

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
対面通行規制 B 2 (昼夜) (S)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	犀川橋下り線 2 回目の対面通行規制 ・中央分離帯規制→対面通行規制へ切替日 22:00～24:00 ・規制保守日 86 日間 ・対面通行規制→中央分離帯規制へ切替日 0:00～22:00 (規制切替日の 23:00～規制切替日の 21:00)	構造物取壊し工、既設床版撤去工、プレキャスト P C 床版架設工、壁高欄地覆設置、伸縮装置

- ① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始又は規制の切替（標識設置開始）から規制撤去完了又は規制の切替（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、交通規制内における施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。
- ⑤ 単価表の項目末尾に（昼夜）と記載の規制の総日数は、規制保守日に 2 日（規制設置日又は規制切替日、規制撤去日又は規制切替日）を足した日数である。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- ⑥ 上記の単価項目は率計上項目に関する事項の施工する際に行う交通規制を含む。

3 1 - 2 8 - 2 施工

- (1) 本特記仕様書 9 - 4 ～ 9 - 6、及び道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。
- (3) 中央分離帯規制から対面通行規制へ切替える際の先頭固定規制は発注者が行う。受注者は、発注者と協力して規制の切替え作業を行うものとし、その費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。なお、対面通行規制から中央分離帯規制への切替も同様とする。

3 1 - 2 8 - 3 数量の検測

共通仕様書 1 9 - 3 - 4 「数量の検測」に次を追加する。

- (1) 中央分離帯規制 A (昼夜) の数量の検測は、標識の設置開始から中央分離帯規制から対面通行規制への切替日までの保守をいい、設計数量 (回) で行うものとする。
- (2) 中央分離帯規制 B (昼夜) ・ C (昼夜) の数量の検測は、対面通行規制から中央分離帯規制への切替、規制撤去日までの保守、標識の撤去までをいい、設計数量 (回) で行うものとする。

(3) 対面通行規制A○(昼夜)・B○(昼夜)の数量の検測は、中央分離帯規制から対面通行規制の切替、対面通行規制の撤去日まで保守をいい、設計数量(回)で行うものとする。

3 1 - 2 8 - 4 支払

共通仕様書 1 9 - 3 - 5 「支払」に下記を追加する。

中央分離帯規制A(昼夜)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の設置、保守に要する材料・労力(複数班による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要な全ての労力を含む)・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂)等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。ただし、交通規制工に含まれる交通保安要員の費用については、一般管理費等を除く全ての費用を含むものとする。

中央分離帯規制B(昼夜)・C(昼夜)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の切替、保守、撤去に要する材料・労力(複数班による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要な全ての労力を含む)・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂)等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。ただし、交通規制工に含まれる交通保安要員の費用については、一般管理費等を除く全ての費用を含むものとする。

対面通行規制の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通規制の切替、保守に要する材料・労力(複数班による勤務形態及び休憩時間における交替要員の配置に必要な全ての労力を含む)・機械器具(貸与機械の場合は、現場修理及び年間機械管理費、及び燃料、油脂)等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。ただし、交通規制工に含まれる交通保安要員の費用については、一般管理費等を除く全ての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
1 9 - (1)	交通規制工	
	路肩規制 A (S)	回
	中央分離帯規制 A (昼夜) (S)	回
	中央分離帯規制 B 1 (昼夜) (S)	回
	中央分離帯規制 B 2 (昼夜) (S)	回
	対面通行規制 A 1 (昼夜) (S)	回
	対面通行規制 A 2 (昼夜) (S)	回
	対面通行規制 B 1 (昼夜) (S)	回
	対面通行規制 B 2 (昼夜) (S)	回

3 1 - 2 9 交通保安要員

3 1 - 2 9 - 1 種別及び配置

共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間 (※ 1))	休憩時間における交代 要員の計上 (※ 1)	備考
交通誘導警備員 B (S) ・ (A)	09:00～17:00 (08:30～17:30)	無	

(※ 1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は以下のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の 種別	配置 人数	休憩時間におけ る交代要員	備考
1・3号擁壁工付近 Aランプ・Bランプ 付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (A)	各1人	無	
4・5・9号擁壁工 付近 Cランプ・Dランプ 付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (A)	各1人	無	
安曇野北インター チェンジランプ橋 P2橋脚付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (A)	1人	無	
安曇野北インター チェンジランプ橋 P3橋脚付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (A)	1人	無	
函渠工（上下線延伸 部）付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (A)	各1人	無	
犀川橋上下線 P20橋脚付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (S)	1人	無	
犀川橋上下線 A2橋台付近	工事車両等の 誘導	交通誘導警備員B (S)	1人	無	

工事車両の出入口及び重機・工事車両等の誘導が必要な箇所、配置人数については、施工箇所数に応じて人数は増えるものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 2 9 - 2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

3 1 - 3 0 既設床版撤去工

3 1 - 3 0 - 1 定義

既設床版撤去工とは、設計図及び監督員の指示に従って行う、既設コンクリート床版の撤去、主桁上フランジ処理を行うことをいう。

3 1 - 3 0 - 2 種別

既設床版撤去工の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
既設床版撤去工 A 1 (S)	既設コンクリート床版、縁石、地覆の切断、撤去及び主桁上フランジ（鋼鈑桁）のずれ止めアンカー切断及びケレン作業を行うもの。なお、撤去した既設床版等は再資源化施設へ搬出、再資源化施設での取り降し、処分を行うもの。	犀川橋上り線 P 2 0 橋脚～A 2 橋台 鋼単純非合成鈑桁
既設床版撤去工 A 2 (S)		犀川橋下り線 P 1 3 橋脚～P 1 4 橋脚 鋼単純非合成鈑桁
既設床版撤去工 B 1 (S)		犀川橋上り線 P 1 4 橋脚～P 2 0 橋脚 鋼 3 径間連続非合成箱桁
既設床版撤去工 B 2 (S)		犀川橋下り線 P 1 4 橋脚～P 2 0 橋脚 鋼 3 径間連続非合成箱桁
既設床版撤去工 C (S)		犀川橋下り線 P 2 0 橋脚～A 2 橋台 鋼単純非合成鈑桁

3 1 - 3 0 - 3 施工

既設床版撤去工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-4-1-7「施工」の規定による他、以下のとおりとする。

- (6) 既設床版、縁石及び地覆の切断作業においては、桁等を損傷させることのないよう、十分に注意しなければならない。
- (7) 主桁フランジ上面の処理において特別な処理が必要となった場合は、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (8) 切断等による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。

- (9) 回収（汚濁）水から分離した汚泥及びコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (1 0) 既設床版の撤去作業は、高速道路供用車線への影響について十分注意するものとする。
- (1 1) 既設床版の搬出にあたっては、産業廃棄物運搬及び車両制限令に基づく関係法令の許可を得るものとし、事前に監督員に計画書を提出しなければならない。
- (1 2) 切断した既設床版は、油圧ジャッキにより主桁から引き剥がすこととする。
- (1 3) 主桁上フランジのずれ止めアンカー切断及びケレン作業を既設床版撤去後に行うものとし、錆、異物の除去・清掃を行うものとする。
- (1 4) 橋梁周辺の高速道路に交差・並行する水路、道路及び第三者に影響を及ぼすことのないよう十分に注意することとし、既設床版の運搬では、積荷が落下や飛散しないよう、養生などの処置をするものとする。

3 1 - 3 0 - 4 数量の検測

既設床版撤去工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

3 1 - 3 0 - 5 支払

既設床版撤去工 A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設床版・縁石及び地覆の削孔、切断、撤去、運搬、再資源化施設での取り降し、処分、主桁フランジのずれ止めアンカー切断及びケレンの作業等既設床版撤去工に要する労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

既設床版撤去工 C の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設床版及び縁石の削孔、既設床版の切断、既設床版・地覆・縁石の撤去・運搬、再資源化施設での取り降し、処分等既設床版撤去工に要する労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	既設床版撤去工	
	A 1 （S）	m ²
	A 2 （S）	m ²
	B 1 （S）	m ²
	B 2 （S）	m ²
	C （S）	m ²

3 1 - 3 1 プレキャスト P C 床版製作

3 1 - 3 1 - 1 定義

プレキャスト P C 床版製作とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、プレキャスト P C 床版の製作・運搬をいう。

3 1 - 3 1 - 2 種別

プレキャストP C床版製作の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A (S)	犀川橋（上り線）のプレキャストP C床版の工場製作、架設現場への運搬を行うもの
B (S)	犀川橋（下り線）のプレキャストP C床版の工場製作、架設現場への運搬を行うもの

3 1 - 3 1 - 3 材料

- (1) プレキャストP C床版製作に使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-4-1-3「材料」の規定に適合するものとする。
- (2) コンクリート、型わく及び鉄筋等については共通仕様書第8章「コンクリート構造物工」、設計要領第二集 橋梁保全編5章「床版」、プレストレストコンクリート構造物については共通仕様書第9章「プレストレストコンクリート構造物工」の該当各種の規定に従うものとする。

3 1 - 3 1 - 4 製作

プレキャストP C床版製作は、「コンクリート施工管理要領」及び「構造物施工管理要領」の規定による他、以下によらなければならない。

- (1) プレキャストP C床版の製作にあたっては、床版防水工（グレードⅡ）の施工に支障となる気泡や突起、不陸などが生じないよう床版上面を平滑に仕上げなければならない。
- (2) プレキャストP C床版に設置する排水ます、吊り孔等の周辺部から、漏水やひび割れが生じないように入念に施工しなければならない。
- (3) 詳細設計の完了に伴い、プレキャストP C床版の割付及び仕様の変更を監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (4) プレキャストP C床版の製作後、監督員の立会等により床版上面の仕上り状況の確認を受けるものとする。なお、この立会確認により不具合があった場合には、工場出荷前にその不具合部分を是正しなければならない。

3 1 - 3 1 - 5 運搬及び取扱い

プレキャストP C床版の運搬及び取扱いは、製作工場から架設現場までとする。

3 1 - 3 1 - 6 数量の検測

プレキャストP C床版製作の数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。

3 1 - 3 1 - 7 支払

プレキャストP C床版製作の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うプレキャストP C床版の製作、現場までの運搬等プレキャストP C床版の製作に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	プレキャストＰＣ床版製作	
	Ａ（Ｓ）	枚
	Ｂ（Ｓ）	枚

３１－３２ プレキャストＰＣ床版架設工

３１－３２－１ 定義

プレキャストＰＣ床版架設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、プレキャストＰＣ床版の架設をいう。

３１－３２－２ 種別

プレキャストＰＣ床版架設工の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
A 1（夜） （Ｓ）	鋼単純非合成鈑桁にプレキャストＰＣ床版の架設を行うもの	犀川橋上り線 P 2 0 橋脚～A 2 橋台
A 2（夜） （Ｓ）		犀川橋下り線 P 1 3 橋脚～P 1 4 橋脚
B 1（夜） （Ｓ）	鋼３径間連続非合成箱桁にプレキャストＰＣ床版の架設を行うもの	犀川橋上り線 P 1 4 橋脚～P 2 0 橋脚
B 2（夜） （Ｓ）		犀川橋下り線 P 1 4 橋脚～P 2 0 橋脚

３１－３２－３ 施工

プレキャストＰＣ床版架設工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－４－１「床版取替え工法」の規定による他、下記のとおりとする。

- （１）プレキャストＰＣ床版の架設は、供用車線の安全に十分注意を払い施工を行うものとする。
- （２）プレキャストＰＣ床版の架設方法、架設時期、使用器具、機械等についてあらかじめ施工計画書を提出し監督員の確認を得なければならない。

３１－３２－４ 数量の検測

プレキャストＰＣ床版架設工の数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。

３１－３２－５ 支払

プレキャストＰＣ床版架設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う主桁上フランジの面取り加工及び防錆、ソールスポンジの貼付、プレキャストＰＣ床版の架設、高さ調整、主桁上フランジシール工、スタッドジベル溶植、無収縮モルタルの充填等プレキャストＰＣ床版架設工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（３）	プレキャストＰＣ床版架設工	
	A 1（夜）（Ｓ）	枚
	A 2（夜）（Ｓ）	枚
	B 1（夜）（Ｓ）	枚
	B 2（夜）（Ｓ）	枚

3 1－3 3 制震構造

3 1－3 3－1 定義

制震構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、地震時の橋梁の振動を制御する制震構造の製作、運搬、設置することをいう。

3 1－3 3－2 種別

制震構造の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
制震ダンパー a（±b）（S）	制震ダンパーを桁と下部工を連結するもので、橋脚及び桁付連結用鋼製ブラケットの製作及び設置を行うものをいう。 a：設計抵抗カ ○○○kN b：設計ストローク $\pm\text{○○○mm}$	
鋼製ブラケット （S）	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送	
アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b） （S）	制震構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L：設計削孔長（mm） b：削孔向き（水平方向 or 下方向）	

3 1－3 3－3 作業内容

単価表の項目	作業内容
制震ダンパー a（±b）（S）	1）芯出し調整工 2）上部工ブラケット及び制震ダンパーの製作・防錆・輸送・設置 3）上部工ブラケット取付に伴う既設桁部への、高力ボルト接合部現場孔明工 4）上部工ブラケット側の高力ボルトの本締作業及びピンテール仕上げ 5）下部工ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整材（シール材含む）の施工 6）下部工ブラケットの設置 7）現場塗装

単価表の項目	作業内容
鋼製ブラケット (S)	1) 下部工ブラケットのアンカーボルトの製作・防錆・輸送 2) 下部工ブラケットの製作・防錆・輸送
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、樹脂定着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬、処分

3 1 - 3 3 - 4 材料・製作・輸送

- (1) 制震ダンパーに使用する材料及び品質は、共通仕様書 1 0 - 6 - 3 「材料」、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7 - 3 - 2 「品質管理及び検査」に規定するダンパーの品質及び規定の各関連項目によるものとする。
- (2) その他の使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ 2 0 . 6 . 1、2 0 . 7 及び 2 0 . 8 の関係各項の規定に従うものとする。
- (3) 制震構造の鋼製ブラケットの製作、輸送、高力ボルト本締工は、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」に準拠する。

3 1 - 3 3 - 5 防錆

制震構造の制震ダンパー本体、上部工ブラケットの防錆は設計図書及び共通仕様書 1 0 - 7 「鋼構造物の防錆」によるものとする。制震構造の制震ダンパー本体を除く鋼部材、下部工ブラケットの防錆は設計図書及び共通仕様書 1 7 - 5 - 3 「縁端拡幅工」(6)の規定によるものとする。

3 1 - 3 3 - 6 素地調整及び塗装

(1) 素地調整

素地調整程度の種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	摘要
犀川橋	1 種、4 種	既設上部工鋼部材

(2) 塗装

制震構造の塗装は、共通仕様書 1 0 - 7 - 2 「材料及び施工」、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 2 - 1 「塗替え塗装」の規定によるものとする。

なお、使用する塗装系及び上塗の塗色は、以下のとおりとする他、塗分け区分については設計図書に示すものとする。

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
既設上部工鋼部材の新設部材取付部、新設部材	工場塗装：C 5 現場塗装：F 3、F 1 1、境界部塗装	P 3 9 - 6 0 L	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 2 0 2 4 年 P 版

(3) 研削材及びケレンかすの処分

素地調整により発生する研削材及びケレンかす処分については本特記仕様書 2 0 - 2 「建設副産物の活用等」によるものとし、処分にかかる費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 3 3 - 7 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 1 - 2 「施工」の関連する規定によるものとする。
- (2) 溶接の施工については、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 2 - 5 「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (3) 制震構造の施工は、共通仕様書 1 0 - 9 - 2 「施工」に従って行う。適用する諸基準は道示Ⅱを適用するものとする。

3 1 - 3 3 - 8 内部きず検査

内部きず検査は、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 2 - 6 「内部きず検査」によるものとする。

3 1 - 3 3 - 9 数量の検測

- (1) 制震ダンパーの数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。
- (2) 鋼製ブラケットの数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。
- (3) アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。
- (4) 新設鋼部材が取り付け部分の湿潤化による塗膜の除去については、塗膜除去工に含むものとする。

3 1 - 3 3 - 1 0 支払

- (1) 制震ダンパーの支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 3 3 - 3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 3 1 - 3 3 - 3 「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (3) アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	制震構造	
	制震ダンパー a（±b）（S）	基
	鋼製ブラケット（S）	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b）（S）	本

3 1 - 3 4 上部工補強工

3 1 - 3 4 - 1 定義

上部工補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、上部工補強部材の製作、防錆、輸送、設置を行うことをいう。

3 1 - 3 4 - 2 種別

上部工補強工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A 1 (S)	設計図書に示された落橋防止構造設置箇所の上部工補強を既設主桁へ行うもので、補強部材の製作、防錆、設置を行うものをいう。
A 2 (S)	設計図書に示された落橋防止構造設置箇所の上部工補強を新設主桁へ行うもので、補強部材の製作、防錆、設置を行うものをいう。
B (S)	設計図書に示された支承取替箇所の上部工補強を既設主桁へ行うもので、補強部材の製作、防錆、設置を行うものをいう。
C (S)	設計図書に示された制震構造設置箇所の上部工補強を既設主桁へ行うもので、補強部材の製作、防錆、設置を行うものをいう。

3 1 - 3 4 - 3 作業内容

単価表の項目	作業内容
A 1 (S) A 2 (S) B (S) C (S)	■既設主桁へ設置する場合 1) 芯出し調整工 2) 上部工補強部材の製作・防錆・輸送・設置 3) 上部工補強部材取付に伴う既設桁部への高力ボルト接合部現場孔明工 4) 上部工補強部材の高力ボルトの本締作業及びピンテール仕上げ 5) 現場塗装 ■新設主桁へ設置する場合 1) 上部工補強部材の製作・防錆・輸送・設置 2) 上部工補強部材の高力ボルトの本締作業及びピンテール仕上げ 3) 現場塗装

3 1 - 3 4 - 4 材料・製作・輸送

上部工補強工で使用する補強部材の材料、製作、輸送は、共通仕様書 1 0 - 6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 1 0 - 8 「鋼構造物の輸送」の規定によるものとする。

3 1 - 3 4 - 5 施工

- (1) 溶接の施工については、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 2 - 5 「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。
- (2) 素地調整の施工については、3 1 - 2 2 - 2 - 4 「施工」(5)(6)の規定によるものとする。

31-34-6 防錆

上部工補強工の防錆は、共通仕様書10-7-2「材料および施工」(3)の規定によるものと
し、塗装系及び上塗り塗装の塗色は以下のとおりとする。

単価表の項目	塗装系の種別	上塗の塗色	備考
A1 (S)	一般部：C5、D4 特殊部：F3、F8、F11、境界部 塗装	P39-60L	犀川橋 鈑桁・箱桁
A2 (S)	一般部：C5 特殊部：F3、F11、境界部塗装	P39-60L	犀川橋 増桁 (I桁)
B (S)	一般部：C5、D4 特殊部：F3、F8、F11、境界部 塗装	P39-60L	犀川橋 鈑桁・箱桁
C (S)	一般部：C5、D4 特殊部：F3、F8、F11、境界部 塗装	P39-60L	犀川橋 箱桁

上部工補強工の塗装に使用する色は(社)日本塗料工業会塗料用標準色見本帳(2024年P版)
によるものとする。

31-34-7 数量の検測

上部工補強工の数量の検測は、設計数量(t)で行うものとする。

なお、上部工補強部材が取り付く塗膜除去については、塗膜除去工に含むものとする。

31-34-8 支払

上部工補強工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1t当たりの契約単価で行う
ものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書31-34
-3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸
経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(5)	上部工補強工	
	A1 (S)	t
	A2 (S)	t
	B (S)	t
	C (S)	t

31-35 仮締切工

31-35-1 定義

仮締切工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋脚補強施工時に必要となる河川の締切に
必要な土砂又は大型土のうの製作・設置・撤去・運搬を行うことをいう。

3 1 - 3 5 - 2 種別

仮締切工の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A 1 (S)	犀川橋（1期目）P 1 8 橋脚の橋脚補強時に必要となる河川の流路の締切を行い、橋脚補強後に復旧することをいう。
A 2 (S)	犀川橋（2期目）P 1 8 橋脚の橋脚補強時に必要となる河川の流路の締切を行い、橋脚補強後に復旧することをいう。
B 1 (S)	犀川橋P 1 8 橋脚の締切に必要な大型土のうを河川内土砂を利用し製作、設置、撤去することをいう。
B 2 (S)	犀川橋P 1 8 橋脚の締切に必要な大型土のう（支給材）を運搬、設置、撤去することをいう。

3 1 - 3 5 - 3 作業内容

仮締切工の作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
A 1 (S)	1) 河川内土砂の掘削、押土	犀川橋 (1期目)
A 2 (S)	2) 河川内土砂を流用し、瀬替え用築堤の造成（土砂区分：土砂B） 3) 橋脚補強完了後、築堤した土砂の撤去、押土、敷均し	犀川橋 (2期目)
B 1 (S)	1) 支給する大型土のうの犀川左岸仮置きヤード～現場まで運搬、設置 2) 橋脚補強完了後、大型土のうの撤去、大型土のう袋の中詰め材を河川内へ敷均し 3) 大型土のう袋の処分場までの運搬、処分	犀川橋 (1期目)
B 2 (S)	1) 河川内土砂を流用し、大型土のうの製作・設置 2) 橋脚補強完了後、大型土のうの撤去、大型土のう袋の中詰め材を河川内へ敷均し 3) 大型土のう袋の処分場までの運搬、処分	犀川橋 (1・2期目)

大型土のう袋の処分については、本特記仕様書 2 0 - 2 「建設副産物の活用」に従い処分するものとする。

3 1 - 3 5 - 4 材料

仮締切工で製作する大型土のう袋の規格は、耐候性大型土のう袋（短期 1 年対応）を標準とする。
なお、大型土のう袋材は容量 1 m 3 を標準とする。

3 1 - 3 5 - 5 数量の検測

仮締切工の数量の検測は、それぞれ設計数量（m 3 ・袋）で行うものとする。
なお、仮締切工 A○の設計数量は、盛土の設計数量（m 3 ）とする。

3 1 - 3 5 - 6 支払

- (1) 仮締切工A○の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書3 1 - 3 5 - 3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 仮締切工B○の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 袋当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書2 7 - 3 5 - 3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (6)	仮締切工	
	A 1 (S)	m ³
	A 2 (S)	m ³
	B 1 (S)	袋
	B 2 (S)	袋

3 1 - 3 6 中間貫通鋼材工

3 1 - 3 6 - 1 定義

中間貫通鋼材工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、P C鋼材を既設橋脚躯体に定着を行い、じん性及び拘束効果を向上させるためのP C鋼材の削孔、挿入、定着を行うことをいう。

3 1 - 3 6 - 2 種別

中間貫通鋼材工の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
$\phi a \cdot L$ (S)	P C鋼材の配置に必要な既設コンクリート構造物を削孔、挿入、P Cグラウト定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うもの（中間貫通鋼材の材料を含む） ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm)

3 1 - 3 6 - 3 材料・施工

- (1) P C鋼棒の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはP C鋼棒削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (2) P C鋼材の材料及び施工は、共通仕様書1 1 - 9 - 3「落橋防止構造の材料」及び「構造物施工管理要領」II - 4 - 2 - 3「P Cグラウト」の規定によるものとする。
- (3) コンクリート削孔で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書2 0「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

3 1 - 3 6 - 4 数量の検測

中間貫通鋼材工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

3 1 - 3 6 - 5 支払

中間貫通鋼材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うP C鋼材の製作、運搬、コンクリートの削孔、清掃、廃材の運搬処分、P C鋼材の挿入、グラウトの練り混ぜ、注入、定着等中間貫通鋼材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	中間貫通鋼材工 $\phi a \cdot L$ （S）	本

3 1 - 3 7 あと施工せん断補強工

3 1 - 3 7 - 1 定義

あと施工せん断補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設構造物への削孔及びアンカー鉄筋の製作及び定着することをいう。

3 1 - 3 7 - 2 種別

あと施工せん断補強工の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
$\phi a \cdot L$ （b） （S）	あと施工せん断補強工の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、定着材の挿入・定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料を含む） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、L：設計削孔長（mm）	犀川橋上下線 P 2 0 橋脚

3 1 - 3 7 - 3 材料・施工

- （1）2022制定コンクリート標準示方書「設計編 3編2. 4. 3. 2」に準拠し設計計算され実験により、37. 3 k N／本以上のせん断耐力向上が証明された工法を選定すること。
- （2）あと施工せん断補強工の削孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- （3）あと施工せん断補強工の鉄筋はJ I S G 3 1 1 2に適合したものとし、規格証明書を監督員に提出しなければならない。
- （4）定着用接着剤の材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－6－2－1「接着系あと施工アンカー」の規定によるものとする。
- （5）あと施工せん断補強工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ－6－2－1「接着系あと施工アンカー」の各項に従って行うものとする。

(6) コンクリート削孔で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書 20「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

31-37-4 数量の検測

あと施工せん断補強工の数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

31-37-5 支払

あと施工せん断補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、あと施工せん断補強鉄筋の材料、あと施工せん断補強鉄筋の挿入・定着、コンクリート塊の運搬・処分等あと施工せん断補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（8）	あと施工せん断補強工 $\phi a \cdot L$ （S）	本

31-38 あと施工アンカー工

31-38-1 定義

あと施工アンカー工とは、コンクリート構造物に鉄筋を用いた接着系のあと施工アンカーを施工するものをいう。

31-38-2 種別

あと施工アンカー工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
あと施工アンカー工 $\phi a \cdot L$ （b） （S）	既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、孔の清掃、アンカー鉄筋の挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うもの。（アンカー鉄筋の材料は含まない） ϕa ：コンクリート削孔径（mm）、 L ：設計削孔長（mm）、 b ：削孔向き

31-38-3 材料

あと施工アンカー工に使用する接着剤の材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ6-2-1「接着系あと施工アンカー」の各規定に従って行い品質及び規格を満足しなければならない。

31-38-4 施工

(1) あと施工アンカー工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2-1「接着系あと施工アンカー」の各項に従って行うものとする。

- (2) アンカー削孔を行う箇所は、鉄筋探査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。これらに要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。なお、鉄筋探査結果により決定した削孔位置にて削孔中に、鉄筋等を損傷させた場合は、削孔を中止し、損傷させた鉄筋の位置、種別を確認し、監督員に報告するものとする。その後の処置については、監督員と受注者で協議するものとする。
- (3) アンカー削孔に伴うコンクリート塊については、本特記仕様書 20「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

31-38-5 数量の検測

あと施工アンカー工の数量の検測は、削孔の設計数量（本）で行うものとする。

31-38-6 支払

あと施工アンカー工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔内の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂定着、コンクリート塊の運搬、処分等あと施工アンカー工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（9）	あと施工アンカー工 φ a ・ L （ b ） （ S ）	本

31-39 橋脚改良工

31-39-1 定義

橋脚改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、支承取替に伴い既設下部構造にポリマーセメントモルタルにて改良するものをいう。

31-39-2 適用する諸基準

PAE系ポリマーセメントモルタルを用いたコンクリート構造物の補修・補強に関する設計・施工マニュアル（案）【2024年11月、一般社団法人PCM工法協会】（以下、「PAEマニュアル」）

31-39-3 種別

橋脚改良工の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	種別
ポリマーセメントモルタル（S）	橋脚改良部への下地処理、用心メッシュの取付け、ポリマーセメントモルタルを左官工法または吹付け工法により改良を行うもの
型わく（S）	型わくD
鉄筋（S）	鉄筋A、鉄筋T

単価表の項目	種別
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) (S)	橋脚改良工の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、孔の清掃、アンカー鉄筋の挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 アンカー鉄筋の材料は上記の鉄筋を含む ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、 L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き

3 1 - 3 9 - 4 材料

(1) ポリマーセメントモルタルの材料は、「P A Eマニュアル」の規定によるものとする。

(2) 鉄筋の材料は共通仕様書 8 - 4 - 4 「材料」の規定に従うものとする。

用心メッシュの材料は下記の表のものとする。

繊維の種類	引張強度 (N/mm ²)	引張弾性率 (N/mm ²)
高強度炭素繊維	1, 4 0 0	1 0 0, 0 0 0

3 1 - 3 9 - 5 施工

(1) ポリマーセメントモルタル・型わく・鉄筋の施工は、「P A Eマニュアル」の規定によるものとする。

(2) アンカー工の施工は、本特記仕様書 3 1 - 2 2 - 1 - 2 「施工」によるものとする。

3 1 - 3 9 - 6 数量の検測

橋脚改良工の数量の検測は、設計数量 (L、m²、t、本) で行うものとする。

3 1 - 3 9 - 7 支払

橋脚改良工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 L、1 m²、1 t、1 本当たりの契約単価で行うものとする。

ポリマーセメントモルタルの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う下地処理・用心メッシュ取付・ポリマーセメントモルタルによる改良等ポリマーセメントモルタルの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

型わく及び鉄筋の契約単価は、共通仕様書第 8 章「コンクリート構造物工」の関係各項の規定によるものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、孔の清掃、不達孔の孔埋め及び樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１０）	橋脚改良工	
	ポリマーセメントモルタル（Ｓ）	L
	型わく（Ｓ）	m ²
	鉄筋（Ｓ）	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$ （Ｓ）	本

３１－４０ 塗膜除去工

塗膜除去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、上部工鋼製ブラケット及び上部工補強工施工箇所の既存塗膜を除去することをいう。

３１－４０－１ 種別

塗膜除去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A（Ｓ）	上部工鋼製ブラケット及び上部工補強部材設置箇所の既存塗膜の除去、集積を行うもの。

３１－４０－２ 塗膜除去に関する事項

塗膜除去工の施工に関する事項は、共通仕様書１７－４－３「施工」による他、以下のとおりとする。

３１－４０－３ 塗膜の除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成２６年５月３０日付け 厚生労働省労働基準局通達）（以下「厚労省通達」という。）」に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

３１－４０－４ 施工計画書

受注者は、共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」による他、厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ ２－１「塗替え塗装」に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第２版、平成２９年３月（以下「ガイドライン（案）」という。）」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督への確認を行い、塗膜除去工の作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかなき等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

１）計画工程表

２）安全管理体制

- ・喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
- ・外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所における明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法

- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業者の常時状況把握の体制構築
 - ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
 - ・作業中止の措置
- 3) 塗装の除去方法及び主要材料
- ・使用する塗膜剥離剤の製品名
 - ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
 - ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
 - ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
 - ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防火性能
 - ・塗膜くずの搬出及びその頻度
 - ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の厳守
- 4) 使用する剥離剤の危険物に該当の有無
- ・ガイドライン（案）の品質基準との適合
 - ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類
- 5) 安全設備・装備
- ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
 - ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
 - ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
 - ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
 - ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備
- 6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）
- ・危険物等チェックシート（別添－３－１、別添－３－２）の作成及び管理
- 7) 火災発生時等の脱出・避難
- ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
 - ・誘導灯の配置計画
- 8) 作業従事者への教育・訓練
- 9) 施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添－４）

3 1－4 0－5 作業主任者の配置

旧塗膜に、鉛中毒予防規則で指定される鉛や化学物質審査規制法で指定されるコールドタールを含む仕様の塗装が塗付されている場合については、関係法令および鉛中毒予防規則に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

3 1 - 4 0 - 6 材料

共通仕様書 1 7 - 4 - 2 「材料」に下記を追加する。

- (3) 塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）付属資料 1 「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、1 回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防せい性は除くものとする。

3 1 - 4 0 - 7 施工

共通仕様書 1 7 - 4 - 3 「施工」に以下を追加する。

- (5) 塗装されている塗料

旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工及び素地調整
	塗装系	履歴		
犀川橋	A 系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去
	D 系	新設時	変性エポキシ樹脂塗料	塗膜剥離剤による除去

塗膜剥離剤の 1 回当たりの標準使用量は $1 \text{ kg} / \text{m}^2$ を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は 2 回を想定している。なお、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者とで協議するものとする。

なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

また、旧塗膜に PCB が含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- (6) 廃塗膜の処理

塗膜の除去により発生する廃塗膜の処理については本特記仕様書 2 0 - 2 「建設副産物の活用等」によるものとし、廃塗膜の処分に要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- (7) 安全対策

厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ 2 - 1 - 3 「塗装作業」の規定に従わなければならない。

また、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の火災安全対策に要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること。

- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れるまたは、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱い上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従う。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去工の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などのより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についてもガイドライン（案）に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路の確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添－4）を作成する。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現地を確認する。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 10) 塗膜除去工の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止する。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行う。
- 11) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添－3－1、別添－3－2）を作成し、危険物の管理を実施する。監督員から要請のあった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。
- 12) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施する。
- 13) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能または防炎性能を有するものを使用する。
- 14) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等）を使用する。

- 1 5) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 1 6) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行う。
- 1 7) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用する。
- 1 8) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させる。
- 1 9) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用する。
- 2 0) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。
- 2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用する。
- 2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。

3 1 - 4 0 - 8 数量の検測

塗膜除去工の数量の検測は、設計数量（m²）で行うものとする。

3 1 - 4 0 - 9 支払

塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、廃塗膜の集積等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（1 1）	塗膜除去工 A（S）	m ²

3 1 - 4 1 防草シート工

3 1 - 4 1 - 1 適用すべき諸基準

設計要領第五集 造園

造園施工管理要領

3 1 - 4 1 - 2 定義

防草シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、開通後の雑草繁茂による本線内の視程障害の防止、用排水施設の通水阻害の防止、草刈り等の低減を目的として、所定の資材によってのり面を被覆することをいう。

3 1 - 4 1 - 3 種別

防草シート工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A (A)	1) 側道または民地と隣接するのり尻の側溝から 2 m とする。 2) ブロック積天端から 2 m とする。 3) 帯鋼補強土壁天端の小段排水コンクリートシールから 1 m とする。

規格	引張強度	遮光率	材質
厚み 4 mm 以上	1 3 0 × 1 1 0 N / c m 以上	1 0 0 %	改質アスファルト系

3 1 - 4 1 - 4 使用材料及び施工

防草シート工の施工は、地表面及び排水溝等構造物と密着するように施工し、シート端部が風等によるめくれ浮上りがないようアンカー等により堅固に固定するものとする。なお、アンカーの打込み時は埋設管等の位置を確認し、慎重に施工するものとする。シートの重ねしろは 1 0 c m 以上とする。

3 1 - 4 1 - 5 数量の検測

防草シート工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

3 1 - 4 1 - 6 支払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m² 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う防草シートの敷設、固定等防草シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (1 2)	防草シート工 A (A)	m ²

3 1 - 4 2 植生土のう工

3 1 - 4 2 - 1 定義

植生土のう工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、構造物と土工部との境界等で土砂の洗掘及び浸食対策として設置するものをいう。

3 1 - 4 2 - 2 種別

植生土のう工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A (A)	種子、肥料などを装着した土のう袋を設置するものをいう。

3 1 - 4 2 - 3 材料

植生土のう工の材料は、植生土のう袋：種子、肥料付き（長さ 6 0 c m × 巾 4 0 c m）とする。
土のう袋の中詰め材は現地発生土とし、使用するものとする。

3 1 - 4 2 - 4 施工

植生土のう工の施工に先立ち、設置を行う部分の凹凸を平滑に仕上げ、種子及び肥料を装着した面を上面にして、所定の位置で地盤になじみよく密着させて設置するものとする。なお、植生土のうの施工は、設計図のとおりとする。また現地の状況により、設置が必要な場合は、別途監督員が指示する。受注者はその指示に従うものとし、それに要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

3 1 - 4 2 - 5 数量の検測

植生土のう工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

3 1 - 4 2 - 6 支払

植生土のう工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う植生土のうの製作、運搬、設置等植生土のう工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（13）	植生土のう工 A (A)	m

3 1 - 4 3 転落防止柵

3 1 - 4 3 - 1 定義

転落防止柵とは、帯鋼補強土壁の天端に転落防止柵を設置するものをいう。

3 1 - 4 3 - 2 種別

転落防止柵の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A (A)	帯鋼補強土壁の天端にベースプレートタイプの転落防止柵を設置するもの

3 1 - 4 3 - 3 材料および施工

- (1) 転落防止柵工の防錆処理は、溶融亜鉛めっきとする。溶融亜鉛めっきは、J I S H 8 6 4 1 (溶融亜鉛めっき) H D Z T 7 7 に適合しなければならない。ただし、厚さ 3 . 2 mm 未満の鋼材及びボルト、ナットは H D Z T 4 9 の規格に適合しなければならない。
- (2) 穿孔式アンカーボルトの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ - 6 - 2 - 2 「金属系アンカー」の規定によるものとする。また既設コンクリート構造物の鉄筋を損傷しないよう十分に注意しなければならない。

3 1 - 4 3 - 4 数量の検測

転落防止柵の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

3 1 - 4 3 - 5 支払

転落防止柵の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う転落防止柵の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (1 4)	転落防止柵 A (A)	m

3 1 - 4 4 率計上工事に関する事項

3 1 - 4 4 - 1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分についての見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書 3 1 - 4 4 - 4 「当初契約金額」に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

3 1 - 4 4 - 2 用語の定義

共通仕様書 1 - 2 「用語の定義」に下記を追加する。

- (3 0) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

3 1 - 4 4 - 3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号 (1 ~ 2 5 1) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に 1 2 % を乗じた金額相当の率計上工事をいう

3 1 - 4 4 - 4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 3 1 - 4 4 - 3 「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字 5 桁とし、有効数字 6 桁目を切り捨てとする。また、1 0 百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合は、単価協議により単価表を修正するものとする。

また、率計上項目及び概算数量については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図書に示し、参考として取り扱うものとする。

3 1 - 4 4 - 5 契約変更について

契約締結後、率計上部分の対象項目については現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第 1 9 条に基づき変更を行うものとする。

新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

3 1 - 4 4 - 6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

3 1 - 4 4 - 7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（1 5）	率計上工事に関する事項	式

3 1 - 4 5 床版の詳細設計

3 1 - 4 5 - 1 定義

床版の詳細設計とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、新設する床版の細部構造の設計など施工に必要なすべての設計（赤黄チェック含む）及び床版取替を行うための施工計画検討を行うことをいう。

3 1 - 4 5 - 2 資料の貸与

調査等共通仕様書 1 - 1 5 - 1 「資料の貸与」に基づく貸与資料は下表の調査等業務による成果品である。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
橋梁設計報告書	長野自動車道 犀川橋 拡幅設計検討業務	契約締結後貸与	電子成果品

3 1 - 4 5 - 3 種別

床版の詳細設計の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要	床版取替工法
床版の詳細設計 A 1 (S)	犀川橋（上り線）P 1 4～P 1 7の床版取替を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	幅員一括取替工法
床版の詳細設計 A 2 (S)	犀川橋（上り線）P 1 7～P 2 0の床版取替（拡幅含む）を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	幅員一括取替工法
床版の詳細設計 A 3 (S)	犀川橋（上り線）P 2 0～A 2の床版取替（拡幅含む）を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	幅員一括取替工法
床版の詳細設計 B 1 (S)	犀川橋（下り線）P 1 3～P 1 4の床版取替を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	幅員一括取替工法
床版の詳細設計 B 2 (S)	犀川橋（下り線）P 1 4～P 1 7の床版取替を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	幅員一括取替工法
床版の詳細設計 B 3 (S)	犀川橋（下り線）P 1 7～P 2 0の床版取替（拡幅含む）を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	幅員一括取替工法
床版の詳細設計 C (S)	犀川橋（下り線）P 2 0～A 2の拡幅を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	場所打ち R C 床版による拡幅
管路・線路移転設計 A (S)	対面通行区間における支障物移転に必要な管路・線路の検討をいう。	詳細設計	—

3 1 - 4 5 - 4 設計

- (1) 詳細設計は、調査等共通仕様書 5 - 7 「構造物設計」及び監督員の指示に従って行うものとし、設計条件を十分に検討のうえ、構造上、施工上安全で合理的かつ経済的な設計を行わなければならない。
- (2) 材料手配、製作及び施工に先立ち、構造決定を行うが、構造決定にあたってはその対象となる部分における詳細設計完了後の図面、数量計算書及び照査報告書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
- (3) 詳細設計において実施する内容は、以下のとおりとする

単価表の項目	内容	
床版の詳細設計 A 1 (S)	主構造等	プレキャスト P C 床版の製作・架設、場所打ち R C 床版、場所打ち壁高欄、排水管貫通孔等
	付属物	既設鋼桁の耐力照査、伸縮装置、橋梁付属物、交通安全・管理施設、通信管路等
	施工計画	既設床版撤去計画、新設床版架設計画（付属物施工を含む）、作業ヤード配置計画、渡り線及び対面通行規制の設計等

単価表の項目	内容	
床版の詳細設計A 2 (S) 床版の詳細設計A 3 (S)	主構造等	プレキャストP C床版の製作・架設、場所打ちR C床版、場所打ち壁高欄（土工部含む）、排水管貫通孔等
	付属物	既設鋼桁の耐力照査、伸縮装置、橋梁付属物、交通安全・管理施設、通信管路等
	施工計画	既設床版撤去計画、新設床版架設計画（付属物施工を含む）、作業ヤード配置計画等
床版の詳細設計B 1 (S) 床版の詳細設計B 3 (S)	主構造等	プレキャストP C床版の製作・架設、場所打ちR C床版、場所打ち壁高欄、排水管貫通孔等
	付属物	既設鋼桁の耐力照査、伸縮装置、橋梁付属物、交通安全・管理施設、通信管路等
	施工計画	既設床版撤去計画、新設床版架設計画（付属物施工を含む）、作業ヤード配置計画等
床版の詳細設計B 2 (S)	主構造等	プレキャストP C床版の製作・架設、場所打ちR C床版、場所打ち壁高欄、排水管貫通孔等
	付属物	既設鋼桁の耐力照査、伸縮装置、橋梁付属物、交通安全・管理施設、通信管路等
	施工計画	既設床版撤去計画、新設床版架設計画（付属物施工を含む）、作業ヤード配置計画、渡り線及び対面通行規制の設計等
床版の詳細設計C (S)	主構造等	場所打ちR C床版、場所打ち壁高欄（土工部含む）、排水管貫通孔等
	付属物	伸縮装置、橋梁付属物、交通安全・管理施設等
	施工計画	既設床版撤去計画、新設床版打設計画（付属物施工を含む）、作業ヤード配置計画

主桁の耐力照査において、主桁補強が必要となった場合は、その費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（４）床版の詳細設計における条件は、以下のとおりとする

単価表の項目	橋長 (m)	橋形式 (設計箇所)	設計 区分	床版 取替工法	斜 角	区 分	備考
床版の詳細設計 A 1 (S)	191.0	鋼 3 径間連続箱 桁 (上り線 P 1 4 ～ P 1 7)	基本設計 後の詳細 設計	全断面 取替工法	54 ～ 60	A	
床版の詳細設計 A 2 (S)	190.0	鋼 3 径間連続箱 桁 (上り線 P 1 7 ～ P 2 0)	基本設計 後の詳細 設計	全断面 取替工法		A	拡幅橋新設部の 床版も含めて設計
床版の詳細設計 A 3 (S)	30.2	鋼単純鈹桁橋 (上り線 P 2 0 ～ A 2)	基本設計 後の詳細 設計	全断面 取替工法		A	拡幅橋新設部の 床版も含めて設計

単価表の項目	橋長 (m)	橋形式 (設計箇所)	設計 区分	床版 取替工法	斜 角	区 分	備考
床版の詳細設計 B 1 (S)	34.5	鋼単純鈑桁橋 (下り線 P 1 3 ～ P 1 4)	基本設計 後の詳細 設計	全断面 取替工法		A	
床版の詳細設計 B 2 (S)	191.0	鋼 3 径間連続箱 桁 (下り線 P 1 4 ～ P 1 7)	基本設計 後の詳細 設計	全断面 取替工法		A	
床版の詳細設計 B 3 (S)	190.0	鋼 3 径間連続箱 桁 (下り線 P 1 7 ～ P 2 0)	基本設計 後の詳細 設計	全断面 取替工法		A	拡幅橋新設部の床 版及び標識受台も 含めて設計
床版の詳細設計 C (S)	29.2	鋼単純鈑桁橋 (下り線 P 2 0 ～ A 2)	基本設計 後の詳細 設計	場所打ち R C 床版によ る拡幅		A	

3 1 - 4 5 - 5 管路・線路移転設計

管路・線路移転設計とは、床版取替の施工にあたり支障となり移設が必要な光通信ケーブル等を把握し、監督員及び光通信ケーブル等管理者との協議に基づき、管路等の移設・復旧計画の立案を行うものをいい、線路の移転設計とは、支障移転に伴う線路の移設・復旧の検討を行うもので、その内容は以下のとおりとする。

単価表の 項目	内容		
管路・線 路移転設 計 A (S)	管路	対象ケーブルと区間	対象ケーブル：光通信ケーブル、メタル通信・電源ケーブル 対象区間：長野自動車道 3 4. 8 K P ～ 3 5. 9 K P
		選定	移設する管路及びこれに付帯する施設の設置位置、管路条数、管 径、ハンドホール型式等の選定
		強度設計	走行車両の荷重のかかる管路、添架金物等について強度計算を行 う。
		管路直線図の作成	設計全区間を直線的に記載し、これに区間別の管種、管長、条 数、通信構造物の種別、数量等を記載し集計する。
		管路布設平面図及び 縦断図の作成	移設・復旧の管路等平面図及び縦断図を同一図面上に表示し、平 面図は縮尺 1 / 1 0 0 0 の図面上に径間長、管路条数、管種、ハ ンドホール種別、ハンドホール番号、設置位置及び各種防護方法 その他施工に必要な事項を記入する。また、縦断図は縮尺水平 1 / 1 0 0 0、垂直 1 / 2 0 0 の図面上に記入するものとし、高 架、橋梁の取付部、カルバート超え等の部分については、埋設深 度その他施工上必要な事項を記入する。
		標準縦断図の作成	主要横断図に移設・復旧に関する管路布設位置及びハンドホール 設置位置等を記入する。
		標準材料図の作成	移設・復旧に関するハンドホール、ボックス、仮設ラック等を設 計し、組立図を作成し、材料、規格、寸法、数量等を記入する。

単価表の項目	内容		
	線路	選定	移設・復旧する線路の設置位置、線路条数、線種、接続材の選定
		ケーブル長の算出	ハンドホール内のケーブルの余長を確認し、ケーブルの温度伸縮を考慮しケーブル延長を算出する。
		線路直線図の作成	設計全区間を直線的に記載し、これに区間別の線種、線長、条数、接続材、数量等を記載し、集計する。
		布設平面図及び縦断図の作成	移設・復旧の布設平面図及び縦断図を同一平面上に表示し、平面図は縮尺1/1000の図面上に径間長、線路条数、線種、ハンドホール種別、ハンドホール番号、設置位置及び各種防護方法その他施工に必要な事項を記入する。また、縦断図は縮尺水平1/1000、垂直1/200の図面上に記入するものとし、高架、橋梁の取付部、カルバート超え等の部分については、埋設深度及びその他施工上必要な事項を記入する。
		心線接続図の作成	設計全区間を線番毎に直線的に記載し、線番の仕様名称、分岐時の詳細接続内容等を記載する。

3 1 - 4 5 - 6 完了届の提出

詳細設計が完了した時には受注者は監督員に詳細設計完了届を提出しなければならない。

3 1 - 4 5 - 7 成果品

成果品は、調査等共通仕様書 1 - 4 5 「成果品」の規定によるものとする。また報告書の製本及び電子化にあたっては、監督員の確認を得なければならない。なお、報告書の表紙は黒色とし、金文字製本とする。

3 1 - 4 5 - 8 数量の検測

床版の詳細設計の数量の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

3 1 - 4 5 - 9 支払

床版の詳細設計の支払いは、前項の規定に従って検測された詳細設計に対し、1 式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う床版取替、管路・線路移転のための詳細設計、施工計画、縮小版を含めた図面の作成、報告書の作成、電算使用料等本設計を完成するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（16）	床版の詳細設計	
	床版の詳細設計 A ○（S）	式
	床版の詳細設計 B ○（S）	式
	床版の詳細設計 C（S）	式
	管路・線路移転設計 A（S）	式

3 1 - 4 6 鋼構造物の詳細設計

3 1 - 4 6 - 1 定義

鋼構造物の詳細設計とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、基本設計完了後の拡幅桁設計をいう。

3 1 - 4 6 - 2 資料の貸与

調査等共通仕様書 1 - 1 5 - 1 「資料の貸与」に基づく貸与資料は下表の調査等業務による成果品である。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
橋梁設計報告書	長野自動車道 犀川橋 拡幅設計検討業務	契約締結後貸与	電子成果品

3 1 - 4 6 - 3 種別

鋼構造物の詳細設計の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要	形式
鋼構造物の詳細設計 A 1 (S)	犀川橋（上り線）P 1 9～P 2 0の橋梁上部工拡幅を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	鋼 3 径間連続 細幅箱桁
鋼構造物の詳細設計 A 2 (S)	犀川橋（上り線）P 2 0～A 2の橋梁上部工拡幅を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	鋼単純鈑桁
鋼構造物の詳細設計 B 1 (S)	犀川橋（下り線）P 1 9～P 2 0の橋梁上部工拡幅を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	鋼 3 径間連続 細幅箱桁
鋼構造物の詳細設計 B 2 (S)	犀川橋（下り線）P 2 0～A 2の橋梁上部工拡幅を行うための詳細設計及び施工計画検討をいう。	基本設計後の詳細設計	鋼単純鈑桁

3 1 - 4 6 - 4 設計

- (1) 詳細設計は、調査等共通仕様書 5 - 7 「構造物設計」及び監督員の指示に従って行うものとし、設計条件を十分に検討のうえ、構造上、施工上安全で合理的かつ経済的な設計を行わなければならない。
- (2) 材料手配、製作及び施工に先立ち、構造決定を行うが、構造決定にあたってはその対象となる部分における詳細設計完了後の図面、数量計算書及び照査報告書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
- (3) 詳細設計において実施する内容は、以下のとおりとする。

単価表の項目	内容	
鋼構造物の詳細設計 A 1 (S) 鋼構造物の詳細設計 A 2 (S)	鋼構造物	鋼 I 桁（増桁）の製作・架設

単価表の項目	内容	
鋼構造物の詳細設計 B 1 (S) 鋼構造物の詳細設計 B 2 (S)	施工計画	増桁架設計画、作業ヤード配置計画等

主桁の耐力照査において、主桁補強が必要となった場合は、その費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 鋼構造物

- 1) 設計の範囲は下表のとおりとし、類似構造物区分については調査等共通仕様書 5-7-6 「類似構造物の取扱いによる設計区分」によるものとする。

単価表の項目	橋梁名	形式	橋長 (m)	設計分類	斜角	曲線桁の対象	動的解析	類似構造物区分
鋼構造物の詳細設計 A 1 (S)	犀川橋上り線 P 1 7 ~ P 2 0	鋼 3 径間連続細幅箱桁	1 9 0 . 0	基本設計完了後の詳細設計	5 4 ~ 6 0	無	無	A
鋼構造物の詳細設計 A 2 (S)	犀川橋上り線 P 2 0 ~ A 2	鋼単純鈑桁	3 0 . 2	基本設計完了後の詳細設計	5 4 ~ 6 0	無	無	A
鋼構造物の詳細設計 B 1 (S)	犀川橋下り線 P 1 7 ~ P 2 0	鋼 3 径間連続細幅箱桁	1 9 1 . 0	基本設計完了後の詳細設計	5 4 ~ 6 0	無	無	A
鋼構造物の詳細設計 B 2 (S)	犀川橋下り線 P 2 0 ~ A 2	鋼単純鈑桁	2 9 . 2	基本設計完了後の詳細設計	5 4 ~ 6 0	無	無	A

- 2) 監督員が別途 F E M 解析等の実施を指示した場合には、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3 1 - 4 6 - 5 完了届の提出

詳細設計が完了した時には受注者は監督員に詳細設計完了届を提出しなければならない。

3 1 - 4 6 - 6 成果品

成果品は、調査等共通仕様書 1-4-5 「成果品」の規定によるものとする。また報告書の製本及び電子化にあたっては、監督員の確認を得なければならない。なお、報告書の表紙は黒色とし、金文字製本とする。

3 1 - 4 6 - 7 数量の検測

鋼構造物の詳細設計の数量の検測は、設計数量 (式) で行うものとする。

3 1 - 4 6 - 8 支払

鋼構造物の詳細設計の支払は、前項の規定に従って検測された詳細設計に対し、一式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼構造物の施工のための詳細設計、縮小版を含めた図面の作成等本設計を完成するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１７）	鋼構造物の詳細設計	
	鋼構造物の詳細設計 A 1（S）	式
	鋼構造物の詳細設計 A 2（S）	式
	鋼構造物の詳細設計 B 1（S）	式
	鋼構造物の詳細設計 B 2（S）	式

3 2. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第 1 章「表 1 - 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用機械運搬費 A 1（S）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線 P 1 8 橋脚（耐震補強）
工事用機械運搬費 A 1（A）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 ・ P 3 橋脚
工事用機械運搬費 A 2（S）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線 P 2 0 橋脚（耐震補強・下部工拡幅）
工事用機械運搬費 A 2（A）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工
工事用機械運搬費 A 3（S）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線 A 2 橋台（下部工拡幅）
工事用機械運搬費 A 3（A）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工
工事用機械運搬費 B（S）	質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線（床版取替）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用機械分解組立費 A 1 (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線 P 1 8 橋脚（耐震補強）
工事用機械分解組立費 A 2 (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線 P 2 0 橋脚（耐震補強・下部工拡幅）
工事用機械分解組立費 A (A)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 ・ P 3 橋脚
工事用機械分解組立費 B (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線 P 1 9 橋脚～A 2 橋台（上部工拡幅）
工事用機械分解組立費 B (A)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 ・ P 3 橋脚
工事用機械分解組立費 C (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線 A 2 橋台（下部工拡幅 橋台基礎杭）
工事用機械分解組立費 D 1 (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上り線 A 2 橋台（下部工拡幅 土留杭）
工事用機械分解組立費 D 2 (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋下り線 A 2 橋台（下部工拡幅 土留杭）
工事用機械分解組立費 E 1 (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上り線（床版取替）
工事用機械分解組立費 E 2 (S)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋下り線（床版取替）
仮設材等運搬費 A (S)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線 P 1 8 橋脚（耐震補強）
仮設材等運搬費 A 1 (A)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 橋脚
仮設材等運搬費 A 2 (A)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 3 橋脚
仮設材等運搬費 B (S)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線 P 2 0 橋脚（耐震補強・下部工拡幅）
仮設材等運搬費 B 1 (A)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工（上り線延伸部）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材等運搬費 B 2 (A)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工（下り線延伸部）
仮設材等運搬費 C 1 (S)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上り線 A 2 橋台（下部工拡幅）
仮設材等運搬費 C 2 (S)	仮設材等（鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋下り線 A 2 橋台（下部工拡幅）
地質調査等費 A 1 (S)	調査ボーリングに要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上り線 A 2 橋台（下部工拡幅）
地質調査等費 A 2 (S)	調査ボーリングに要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋下り線 A 2 橋台（下部工拡幅）
地質調査等費 B 1 (S)	平板載荷試験に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線（上部工拡幅）
地質調査等費 B 2 (S)	平板載荷試験に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線 P 2 0 橋脚・A 2 橋台（支承取替）
地質調査等費 (A)	平板載荷試験に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工、帯鋼補強土壁
アンカー工の多サイクル確認試験費 A (S)	のり面アンカーの多サイクル確認試験に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上り線 A 2 橋台（下部工拡幅）
アンカー工の多サイクル確認試験費 A (A)	のり面アンカー（除去式）の多サイクル確認試験に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 橋脚
アンカー工の多サイクル確認試験費 B (S)	のり面アンカーの多サイクル確認試験に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋下り線 A 2 橋台（下部工拡幅）
アンカー工の多サイクル確認試験費 B (A)	のり面アンカー（除去式）の多サイクル確認試験に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 3 橋脚
監督員詰所費 (S)	監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋
はく離抵抗試験費 (S)	舗装工事における粗骨材およびアスファルト舗装混合物のはく離抵抗性の確認に必要な水浸ホイールトラッキング試験に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（床版取替）
非破壊検査試験費 A (S)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋下り線 P 2 0 橋脚～A 2 橋台（床版取替 RC 床版）
非破壊検査試験費 B (S)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（床版取替 場所打ち壁高欄）
非破壊検査試験費 C (S)	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線 P 1 7 橋脚～A 2 橋台（耐震補強・下部工拡幅）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
非破壊検査試験費D (S)	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上り線P 1 4 橋脚～A 2 橋台、下り線P 1 3 橋脚～P 2 0 橋脚（床版取替 場所打ち床版・接合部）
非破壊検査試験費E (S)	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（床版取替 P c a P C 床版）
非破壊検査試験費 (A)	新設する橋梁下部工、函渠工延伸に必要となるコンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋P 2 ・P 3 橋脚 函渠工
鉄筋位置調査費A (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線P 2 0 橋脚（耐震補強 基部）
鉄筋位置調査費A (A)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：函渠工（上下線延伸部）
鉄筋位置調査費B (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強 縁端拡幅工B）
鉄筋位置調査費C (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強 落橋防止構造）
鉄筋位置調査費D (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強 横変位拘束構造M）
鉄筋位置調査費E (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線P 2 0 橋脚（耐震補強 制震構造）
鉄筋位置調査費F (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線P 2 0 橋脚（耐震補強 あと施工せん断補強）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
鉄筋位置調査費G (S)	非破壊検査にて鉄筋の配置間隔や深さを調査し、完成図との整合を確認するとともに穿孔位置確定するための既設鉄筋位置調査に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線A 2 橋台（下部工拡幅 定着鉄筋）
剥離剤用養生設備費 (S)	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、手摺先行足場の側面にシート張防護を設置する作業に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強・上部工拡幅）
剥離剤用環境対策資機材費 (S)	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機、真空掃除機（フィルター交換に要する費用を含む）、吸気用ダクト及び換気用ダクトの設置に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強・上部工拡幅）
剥離剤用安全衛生保護具費 (S)	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、呼吸用保護具（送気装置、フィルター交換に要する費用を含む）、使い捨て防護服（タイプ4）、防護手袋及びシューズカバーに要する費用をいう。なお、呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強・上部工拡幅）
有料道路料金費A 1 (S)	既設床版撤去及び既設壁高欄撤去等の発生材を再資源化施設へ運搬する有料道路通行費に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（床版取替 鈑桁部）
有料道路料金費A 2 (S)	既設床版撤去及び既設壁高欄撤去等の発生材を再資源化施設へ運搬する有料道路通行費に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（床版取替 箱桁部）
有料道路料金費A 3 (S)	アスファルト舗装撤去等の発生材を再資源化施設へ運搬する有料道路通行費に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（床版取替）

【準備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
架設ヤード整備費 (S)	トラッククレーン工法の桁下架設ヤードのクレーン据付け位置の整備に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋上下線（上部工拡幅）
施工ヤード整備費 (S)	鋼矢板打込み行うための施工ヤードの整備に要する費用をいう。 対象箇所：犀川橋下り線A 2 橋台（下部工拡幅）
施工ヤード整備費A (A)	杭基礎施工用ヤードの整備のために要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋P 2・P 3 橋脚
施工ヤード整備費B (A)	擁壁工施工用ヤードの整備のために要する費用をいう。 対象箇所：3号及び4号擁壁工

【仮設備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
足場工費 A (S)	橋梁下部工耐震補強の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 8 橋脚（耐震補強）
足場工費 A 1 (A)	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 橋脚
足場工費 A 2 (A)	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 3 橋脚
足場工費 B 1 (S)	橋梁下部工拡幅及び橋梁下部工耐震補強の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 2 0 橋脚（耐震補強・下部工拡幅）
足場工費 B 2 (S)	橋梁下部工基礎拡幅の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 2 0 橋脚（フーチング拡幅）
足場工費 B (A)	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工（上下線拡幅部）
足場工費 C 1 (S)	落橋防止構造の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 2 0 橋脚（P 1 9 橋脚側）
足場工費 C 2 (S)	落橋防止構造の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚（P 1 9 橋脚側）
足場工費 C 3 (S)	落橋防止構造の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 2 0 橋脚（A 2 橋台側）
足場工費 C 4 (S)	落橋防止構造の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚（A 2 橋台側）
足場工費 C 5 (S)	落橋防止構造の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）A 2 橋台
足場工費 C 6 (S)	落橋防止構造の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）A 2 橋台
足場工費 C (A)	擁壁工の施工に必要な足場工に要する費用をいう。 対象箇所：擁壁工
支保工費 (S)	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋上下線（耐震補強 縁端拡幅工 B）
支保工費 (A)	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 ・ P 3 橋脚、函渠工
吊足場工費（標準型側面）A 1 (S)	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 7 橋脚（支承取替・落橋防止構造）
吊足場工費（標準型側面）A 2 (S)	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 8 橋脚（支承取替）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
吊足場工費（標準型側面）A 3（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 9 橋脚（耐震補強 支承取替）
吊足場工費（標準型側面）A 4（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 2 0 橋脚（P 1 9 橋脚側）（支承取替）
吊足場工費（標準型側面）A 5（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚（P 1 9 橋脚側）（支承取替）
吊足場工費（標準型側面）A 6（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 2 0 橋脚（A 2 橋台側）（支承取替）
吊足場工費（標準型側面）A 7（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚（A 2 橋台側）（支承取替）
吊足場工費（標準型側面）B 1（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 1 4 橋脚～P 1 9 橋脚（床版取替）
吊足場工費（標準型側面）B 2（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 1 4 橋脚～P 1 9 橋脚（床版取替）
吊足場工費（防護型側面）A 1（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）A 2 橋台（支承取替）
吊足場工費（防護型側面）A 2（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）A 2 橋台（支承取替）
吊足場工費（防護型側面）B 1（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 1 9 橋脚～A 2 橋台（床版取替）
吊足場工費（防護型側面）B 2（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 1 3 橋脚～P 1 4 橋脚（床版取替） P 1 9 橋脚～P 2 0 橋脚（床版取替）
吊足場工費（防護型側面）B 3（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚～A 2 橋台（床版取替）
吊足場工費（防護型側面）C 1（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 1 9 橋脚～A 2 橋台（上部工拡幅）

割掛対象表の項目名称	工事の内容
吊足場工費（防護型側面）C 2（S）	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 1 9 橋脚～A 2 橋台（上部工拡幅）
昇降足場費A（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 7～P 1 9 橋脚（支承取替）
昇降足場費B 1（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 2 0 橋脚（P 1 9 橋脚側）（支承取替）
昇降足場費B 2（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚（P 1 9 橋脚側）（支承取替）
昇降足場費B 3（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）P 2 0 橋脚（A 2 橋台側）（支承取替）
昇降足場費B 4（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）P 2 0 橋脚（A 2 橋台側）（支承取替）
昇降足場費C 1（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線）A 2 橋台（支承取替）
昇降足場費C 2（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線）A 2 橋台（支承取替）
昇降足場費D（S）	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 9－A 2（上部工拡幅）
通路足場工A（S）	橋梁の施工に必要な通路吊足場に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）P 1 7 橋脚～P 2 0 橋脚 （支承取替・落橋防止構造）

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
のり面仕上げ費（A）	共通仕様書 2－6－5「施工」（8）及び 2－7－5「施工」（6）に規定する作業に要する費用をいう。 対象箇所：本線、ランプ
コンクリート寒中養生費（A）	寒中コンクリートの施工における保湿養生に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 3 橋脚、函渠工（上下線延伸部）
構造物水抜穴費（A）	コンクリート構造物に設置する水抜穴に要する費用をいう。 対象箇所：函渠工（上下線延伸部）、擁壁工
目地材費（A）	コンクリート構造物の継目に設置する目地材に要する費用をいう。 対象箇所：擁壁工、コンクリートブロック積工
くい頭処理費（S）	場所打ちぐいのくい頭はつりに要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）A 2 橋台（下部工拡幅）
くい頭処理費（A）	場所打ちぐいのくい頭はつりに要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2・P 3 橋脚

割掛対象表の項目名称	工事の内容
橋面養生費 A 1 (S)	床版コンクリートの打設後のコンクリートの養生に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線） P 1 4 橋脚～A 2 橋台（床版取替）
橋面養生費 A 2 (S)	床版コンクリートの打設後のコンクリートの養生に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線） P 1 3 橋脚～P 2 0 橋脚（床版取替）
橋面養生費 A 3 (S)	床版コンクリートの打設後のコンクリートの養生に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線） P 2 0 橋脚～A 2 橋台（床版取替）
床版打継目型わく費 A 1 (S)	床版コンクリート打継目の型わくに要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上り線） P 1 4 橋脚～A 2 橋台（床版取替）
床版打継目型わく費 A 2 (S)	床版コンクリート打継目の型わくに要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（下り線） P 1 3 橋脚～P 2 0 橋脚（床版取替）
地覆・壁高欄目地板費 (S)	地覆及び壁高欄の縁切りを行うために設ける目地板に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線） P 1 3 橋脚～P 2 0 橋脚（床版取替）
支承アンカーボルト箱抜費 (S)	橋梁下部工工事において、上部工施工時の支承、アンカーバー、落橋防止装置を設置するための、箱抜に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線） P 2 0 橋脚・A 2 橋台（下部工拡幅）
支承アンカーボルト箱抜費 (A)	橋梁下部工工事において、上部工施工時の支承、アンカーバー、落橋防止装置を設置するための、箱抜に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 ・ P 3 橋脚
防護柵ポスト孔費 (A)	函渠工に設置する防護柵用ポスト孔の費用をいう（補強鉄筋含まず）。 対象箇所：函渠工（上下線延伸部）
仮囲い費 (A)	工事区域との境に設置する仮囲い工に要する費用をいう。 対象箇所：安曇野北インターチェンジランプ橋 P 2 、 P 3 橋脚施工ヤード
残アスファルト合材等の取り除き費 (S)	路面切削工において橋梁部のレベリング層を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の床版面に残ったアスファルト合材や防水工の撤去に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）（床版取替）
支承用ベント・基礎工費 (S)	鈑桁部における支承取替に必要なベント及びの基礎に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線） P 2 0 橋脚・A 2 橋台 （耐震補強 支承取替）
拡幅土工すりつけ費 (A)	狭小拡幅盛土部の転圧を行うために必要な余盛り及び切土に要する費用をいう。
試験舗装費 (S)	共通仕様書 1 3 - 8 - 7 「試験舗装」に規定する試験舗装に要する費用をいう。 対象橋梁：犀川橋（上下線）（床版取替）

3.3. 補足事項

3.3-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 施工に先立ち行う施工箇所の事前調査の際に既設構造物の劣化箇所やひび割れ、鉄筋の著しい損傷箇所が発見された場合の補修を追加する場合がある。
- (2) 高速道路事業のPR用に特別な看板の設置を追加する場合がある。
- (3) 交通規制方法及び期間の変更を指示する場合がある。
- (4) 広報用看板、横断幕及び懸垂幕等の製作・設置・撤去を追加する場合がある。
- (5) 残存物件の処分を追加する場合がある。
- (6) 現地調査結果に伴う掘削方法の変更、仮締切方法及び材料の変更、水替等を追加する場合がある。
- (7) 詳細設計の完了により
 - 1) 契約数量の変更を行う場合がある。
 - 2) 単価項目の追加を行う場合がある。
 - 3) 交通安全・管理施設の変更及び追加を行う場合がある。
 - 4) 渋滞対策工の数量を変更する場合がある。
- (8) (仮称)安曇野北BS設置位置及び形状が変更となる場合がある。
- (9) 土工部で撤去した標識等について、設置を追加する場合がある。

3.3-2 緊急時の協力業務

本工事期間中に長野管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

3.3-3 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

3.3-4 実績価格調査

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」(別添-5)を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

3.3-5 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3 3 - 6 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

3 3 - 7 I C Tの活用について

本工事は、国土交通省が推進する i - C o n s t r u c t i o n に基づき、生産性向上を図るため、受注者から I C T 土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

以 上

令和 年 月 日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

（前月まで） 線上に計画出来高（%）

11 27 50 70 100

9 23 50

（今月分）

（線下に実施出来高（%））

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生（受領）年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
TEL：
FAX：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
工 事 件 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する
(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積りいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5)*(6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平たん性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名) _____

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名

製造会社名) ○○

機種型式) ○○

製造番号) ○○

2. 添付書類

- ・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写） 各1部

以上

（注）Kcube2による提出とする

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法	
製造会社名		機種型式	
測定年月日		測定者	
		製造番号	
		舗装種別	

IRI精度評価値		試験プロファイル												平均	プロファイラ性能評価値		試験プロファイル												平均		
		往路						復路									往路						復路								
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目				1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目			
基準プロファイル (移植性性能値)	水準																														
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目																													
		2回目																													
		3回目																													
		4回目																													
		5回目																													
		6回目																													
	復路	1回目																													
		2回目																													
		3回目																													
		4回目																													
		5回目																													
		6回目																													

距離測定精度		距離測定			
		延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回
基準長					
測定長	往路	1回目			
		2回目			
		3回目			
		4回目			
		5回目			
		6回目			
	復路	1回目			
		2回目			
		3回目			
		4回目			
		5回目			
		6回目			
	全回平均				

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=		－	
	=			

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇	機種型式	〇〇〇	製造番号	〇〇〇
測定年月日	〇〇〇	測定者	〇〇〇	舗装種別	〇〇〇

IRI精度評価値														試験プロファイル														プロファイラ性能評価値														試験プロファイル													
基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均	基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均																								
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目																															
試験プロファイル (反復性性能値)		往路	1回目	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	試験プロファイル (反復性性能値)		水準	1回目	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962																						
試験プロファイル (反復性性能値)	往路		2回目			0.990	1.000	0.990	0.970											2回目			0.970	0.960	0.980	0.970																													
			3回目				0.980	0.990	0.990											3回目				0.960	0.970	0.970																													
			4回目					0.990	0.980											4回目					0.970	0.960																													
			5回目						0.990											5回目						0.970																													
			6回目																	6回目							0.970																												
	復路		1回目								0.990	0.980	1.000	0.990	0.970					1回目									0.970	0.960	0.980	0.970	0.951																						
			2回目										0.990	0.990	1.000	0.990				2回目										0.970	0.970	0.980	0.970																						
			3回目											0.980	0.990	0.990				3回目											0.960	0.970	0.970																						
			4回目												0.990	0.980				4回目												0.970	0.960																						
			5回目													0.990				5回目													0.960	0.970																					
			6回目																	6回目														0.960	0.960																				
距離測定精度			距離測定											IRI精度評価値														プロファイラ性能評価値																											
基準長			延長		誤差量 各回		誤差率（％） 各回		精度（％） 各回		= 移植性性能値 × 反復性性能値																																												
											= 0.982 × 0.988																																												
											= 0.970 (97.0%)																																												
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%	プロファイラ性能評価値 = 移植性性能値 × 反復性性能値																																																
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%	= 0.962 × 0.968																																																
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%	= 0.931 (93.1%)																																																
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%	距離測定精度 = 1 - 距離測定誤差																																																
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%	= 1 - 0.06%																																																
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%	= 99.94%																																																
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%																																																	
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%																																																	
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%																																																	
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%																																																	
		5回目	240.195	0.195	0.08%	99.92%																																																	
		6回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%																																																	
全回平均							0.06%		99.94%																																														

危険物等チェックシート①

工事名 _____

受注者名 _____

事務所 _____

保管場所名 _____

年 月 日 時点

危険物名称	危険物数量 (全数量)	塗料メーカー及 び製品名称	危険物				指定可燃物		使用期間	備考(使用方法 は施工計画書に 明記すること)
			第一石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 未満のもの)	第二石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 以上で70℃未 満のもの)	第三石油類 【非水溶性】 (引火点70℃ 以上200℃未 満のもの)	第四石油類 【非水溶性】 (引火点200℃ 以上250℃未 満のもの)	可燃性液体量	可燃性固体量		
			指定数量:200ℓ (例)都条例5分の1 40ℓ	指定数量:1,000ℓ (例)都条例5分の1 200ℓ	指定数量:2,000ℓ (例)都条例5分の1 400ℓ	指定数量:6,000ℓ (例)都条例5分の1 1,200ℓ	指定数量 :2,000ℓ	指定数量: 3000kg		

※上記管理票については、ファイリングの上、保管場所に保管し、材料の入荷毎に更新すること

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取り扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取り扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名：

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていなかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。
 - ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。
 - ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。
- ただし、防火上有効に隔てられていると認められ場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(1/2)

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

1) 計画工程表

- ・実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

2) 安全管理体制

- ・塗膜除去工開始前に火災安全パトロールを実施することになっている。

3) 塗膜剝離剤

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

4) 塗膜剝離作業

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
- ・電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
- ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する防護服及びシューズカバー等を使用する。
- ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用することとなっている。
- ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
- ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気の他に換気設備を塗膜剥離作業の実施箇所ごとの低位置に配置し、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、塗膜くずから発生するガスの種類を把握しているか。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、常時換気と併せて、塗膜くずから発生するガスを検知できるガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスが滞留しやすい低い位置で測定を行うこととなっている。
- ・夜間等に換気を停止した場合、作業開始前に十分な換気を行うなど十分な対策を行っている。
- ・可燃性ガスが適切に設定した基準値を超過した場合及びその他必要な異常を察知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うことになっている。

施工計画書

現場確認

実施者氏名:

実施者氏名:

--

--

--

[illegible]

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(2／2)

5) 危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

施工計画書

現場確認

6) 現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7) 最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)
- ・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8) 作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

(注) Kcube2 による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO₂ 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO₂ 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO₂ 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。

様式第〇号

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名） _____

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記 1 ～ 3 以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり	
【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注 1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注 2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注 3）Kcube2 による提出とする。